

# 平成19年度修士論文要旨

## ( 経済学専攻 )

氏 名	学 位 論 文 題 目	審 査 委 員 は指導教員
艾 定元	中国における地域水環境のマネージメント 湖南省洞庭湖の工業廃水を中心として	近藤 學 小倉 明浩 梅澤 直樹
大竹由希子	所得税の課税最低限に関する研究	北村 裕明 添田 八郎 只友 景士
笠浪 真	わが国における株式譲渡所得課税に関する研究	北村 裕明 添田 八郎 只友 景士
小池 和子	子ども虐待をめぐる公共的取り組みについて	吉川 英治 北村 裕明 只友 景士
杉本比呂無	公的年金と所得課税	北村 裕明 添田 八郎 只友 景士
全 東烈	「走出去」政策と中国企業のM&A	鈴木 康夫 小倉 明浩 中野 桂
張 健	訪日観光をより充実させるための商品組成と サービス提供に関する研究 中国人を例に	山崎 一眞 梅澤 直樹 近藤 學
田 成哲	瀋陽市の水リサイクルに関する一考察 工業廃水を中心に	近藤 學 小倉 明浩 高橋 勅徳

布 仁	内モンゴルにおける水問題の現状と対策をめぐって	梅澤 直樹 小倉 明浩 田中 英明
鮑 松伟	中国知的財産権に関する分析 特許・商標権・著作権の法整備と問題点	小倉 明浩 梅澤 直樹 河相 俊之
楊 林涛	中国における家電品リサイクルシステムの構築 デポジット制度と前払い制度の導入	近藤 學 小倉 明浩 梅澤 直樹
李 志超	中国における中小企業金融について 黒龍江省を中心に	小田野純丸 小倉 明浩 近藤 學
李 緒魁	中国における水環境保全政策に関する研究 BOTの導入を中心に	只友 景士 中野 桂 吉川 英治
黄 渊玉	中国失業問題に関する一研究 若者、特に大学卒業生の就職問題を踏まえて	小倉 明浩 近藤 學 荒井 壽夫

(グローバル・ファイナンス専攻)

氏 名	学 位 論 文 題 目	審 査 委 員 は指導教員
王 娟	人民元切り上げ問題についての一考察 中国経済に及ぼす影響	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也
大橋 敏成	日本の会計基準への包括利益制度の導入に関する一考察	太田 善之 可児島達夫 山田 康裕

何	勇	中国における預金保険制度導入に関する一考察	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也
顧	紅艷	日本における地方銀行の将来性に関する一研究	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也
蔡	焯	中国株式市場における非流通株の改革と展望	二上季代司 有馬 敏則 久保 英也
嶋本	功範	法人税制改革の再検討 キャッシュフロー法人税の可能性と課題	北村 裕明 添田 八郎 只友 景士
斉	虹	電子資金取引の拡大による金融政策への影響と システム・リスク管理	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也
赵	静	中国証券市場に関する一考察 非流通株改革を中心に	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也
張	露露	中国における金融リスクマネジメントに関する 一考察 日米の経験からの示唆	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也
陳	徳	外資による対中国直接投資に関する一研究	有馬 敏則 二上季代司 久保 英也

## 中国における地域水環境のマネジメント 湖南省洞庭湖の工業廃水を中心として

経済学専攻 艾 定元

研究背景 今日、多くの国際機関(世界銀行、世界資源研究所など)の報告によると、21世紀前半において水問題が世界の直面する環境問題の中で最も深刻なものになるという予想がある。

我が国、中国は、1978年から改革・開放政策の推進によって、経済が著しく発展してきた。しかし、経済発展に伴う環境破壊も深刻化している。環境問題は砂漠化の問題をはじめ、大気汚染、水質汚濁、酸性雨、都市ごみなど、「公害のデパート」と言われるほど多岐にわたり、徐々に経済成長と社会的安定を制約する重大な問題となってきた。

中国の水問題を語る場合、「少ない、汚い、危ない」という三つのキーワードが挙げられる。中国では降水の地域的、季節的、時間的な変動が大きく、降雨量と水資源量は南部に集中し、北部は極めて少ない。水資源の量的不足に加え、河川流水の長期にわたる枯渇(断流)、森林の喪失、水質悪化、洪水など様々な問題を抱え、政治・経済・社会的問題として深刻化している。中国の大部分が7大水系流域(長江、黄河、珠江、松花江、海河、遼河、淮河)で生活しているが、この7大水系の水質は、化学物質、有機物質、重金属類などにより7割が重度汚染されている。特に、淮河の水汚染、2004年の沱江水汚染事件、2005年の松花江水汚染などの重大事件から見ると、中国の水環境問題は大変深刻な状況であって、今後の中国の中長期的な発展を妨げる最大の要因の一つであると考えられる。

私の故郷 湖南省では、多くの水系に恵まれ、北部は中国の2番目の淡水湖洞庭湖があり、水資源が豊かな地域である。しかし、近年の地域経済発展によって、水質汚染事故(例えば、2006年に岳陽の砒素水汚染事件、製紙工場より洞

庭湖の水汚染事件など)が続々と現れ、水環境問題は厳しい情勢にある。本論文では、湖南省の洞庭湖の水環境問題(特に工業廃水)を念頭におきながら、日本の琵琶湖水環境の保全経験を参照し、経済学的アプローチにより洞庭湖の水環境問題の対策を検討した。

論文の構成 論文の全体の構成は以下の通りである。第一章では、湖南省の自然、経済発展の現状及び水資源量と水質状況に関して各年のデータを整理した上で把握する。また、論文では洞庭湖を中心地域とし、洞庭湖の概況と近年典型的な水汚染事故を取り上げた。そして、湖南省の水汚染事故に対する政府の対応、中国の環境問題の解決に対して日本と世界の国際機関による環境を中心とした国際的協力について検討した。

第二章では、現在の中国と日本の公害時代の社会状況とを対比する視点から、日本の公害を克服過程で得た経験、環境対策、特に、滋賀県の琵琶湖の水環境保全対策を取りあげ、洞庭湖と琵琶湖の環境対策を比較分析した。この章では日本の滋賀県における汚染防止対策の促進や公害反対運動において住民の果たした役割を検討し、中国の現状と比較することに注目した。日本における汚染防止対策の促進には、住民による公害反対運動の果たした役割が非常に大きいことに対して、中国の方は住民による公害反対運動が活発化せず、政府や企業に対して十分な影響力を及ぼし得ないという問題を指摘した。

第三章は第一章に指摘した環境対策の問題点を踏まえて、経済学的アプローチから洞庭湖の水環境問題の対策を検討することである。具体的には、地域的な水汚染対策の手法として、市場メカニズムを利用した環境政策を実施すること、すなわち、中国の汚染物質に関する排出課徴金制度の意義と問題点を指摘し、これにかわる排出権取引制度の経済理論、排出権取引制度の導入の実例を研究・分析した上で、湖南省の地方政府から相対的に独立したモニタリング体制の構築や住民監視の強化を前提として、法律による地方政府の関与を限定するとともに、既存の政策や制度的枠組を破壊することなく共存できる排出権取引制度を洞庭湖の工業廃水対策の中心として導入することを提案した。

第四章は前三章の分析をまとめ、今後の課題を展望する。

まとめと課題 本論文では、湖南省洞庭湖の典型的な水汚染事故と水環境対策を把握した上で、中国の汚染物質排出課徴金を批判的に研究しながら、排出課徴金は一定の積極面を有するものの、現状では水汚染対策に無力であることを指摘した。一方、排出権取引制度の経済理論、排出権取引制度の導入の実例を研究・分析したこと、そして中国ですでに排出権取引制度を導入した地域からの経験と、米国の成功と失敗した事例を分析し、排出権取引制度は、環境保護効果に優れ、経済的効率が高く、柔軟でかつ意図しない配分効果を制限するように立案可能であるため、既存の政策や制度的枠組を破壊することなく共存できることを指摘した。しかし、排出権取引はまだまだ新しい仕組みとして、かなり複雑な環境政策であるため、湖南省洞庭湖の工業廃水への排出権取引制度の設計のためには、権利の初期配分、データ・モニタリング、行政・法律との関係など、いくつかの重要事項を扱わなければならない。また、排出課徴金との組み合わせ、モニタリング・システムの創設及びモニタリング・システムを維持するための資金投入と管理機関の問題、機能できるような法的制度、法施行能力の強化、技術手段について検討する必要がある。さらに、アメリカなど先進国の経験を参考にしながら、中国の現状に基づいて研究を行う必要もある。これに加えて、今まで中国ではあまり重視されてこなかった住民の参加、また情報公開のような制度の整備の問題も残されており、これらの問題点は今後の研究課題としたい。

## 所得税の課税最低限に関する研究

経済学専攻 大竹 由希子

本論文は、日本の所得税における課税最低限に関する研究である。少子・高齢化にともなうコスト負担の増加や日本の財政状況への危機感を受け、国民負担増加の要請が強まっていると思われる。税制調査会は、平成14年6月<sup>7)</sup>あるべ

き税制の構築に向けた基本方針』の中では「わが国の個人所得課税の〔空洞化〕を示すものとして、就業者総数に占める非納税者の割合や、課税最低限の高さが指摘できる。課税最低限は一定の基本的な控除の積上げであり、その水準は納税者と非納税者を分かつメルクマールとなるだけでなく、全ての納税者の課税所得金額を左右する。課税所得は、税率とともに税負担の最も基礎となる要素であり、諸控除のあり方を見直しは、“広く公平に負担を分かち合う”との理念の下、極めて重要な課題である」と述べられている。そしてそのための方策として、諸控除については、できる限り簡素化・集約し、中立的な税制を目指すとともに、課税ベースを拡大する方向でそのあり方を見直す必要があるとしている。本論文では以下の論文を参考にしている。林(2000)〔2001〕は、現在の課税最低限の総額や構成要素を大きく変えることはせずに、給与所得控除を実額に近づけ人的控除を引き上げる方法が行われている。このシミュレーションの結果は、トータルの税収は増加した。そして所得階級で見ると、低所得の階級では税額が減少し、高所得の階級では税額が増加していた。これによって所得再分配機能まで得られることとなる。また、蜂屋(2001)では、課税最低限と最低生活費の検討・課税最低限の国際比較について述べられている。国際比較を行ううえで、一人当たり国民所得を考慮に入れて考える方法が行われている。これによって課税最低限を為替レートで換算したものより、実際の生活に近い比較が行えると思われる。

本論文では、課税最低限は最低生活費を下回るべきでないという考えのもと、主として林(2001)蜂谷(2001)の業績を踏まえながら、最低生活費を生活保護法に定められる生活保護費として考え、比較検証を行う。国際比較では課税最低限をただ比較するのではなく、一人当たり国民所得を考慮した方法、購買力平価を考慮した方法の2つの観点から比較検討する。この方法はどちらも課税最低限をより実生活に近づける方法になると思われる。そのうえで現在・好景気・中間点の3時点を取り上げて比較を行う。これによって日本の課税最低限が客観的にどのような位置にあるのか明確となる。給与所得控除を含むことによる問題では給与所得控除の性格を踏まえて、給与所得控除が含まれることが

なぜ問題であるかを明らかにする。それを受けて給与所得控除は実額に近づけるべきだという考えのもと、給与所得控除を変更したとき課税最低限はどうあるべきかを考察する。

本論文で明らかになった点は、税制調査会の日本の課税最低限の取り扱いの変化、日本の課税最低限の国際比較の分析、課税最低限と最低生活費の比較、課税最低限に給与所得控除が含まれていることの問題、である。この中でも重要と考えられるのは、日本の課税最低限の国際比較の分析、課税最低限に給与所得控除が含まれていることの問題、である。課税最低限を3時点間で国際比較することで、日本の課税最低限の国際的に見た水準が変化していることが分かった。税制調査会が「広く公平に負担をともに分かち合う」理念の下で課税最低限を引き下げることが述べられていたとき、日本の課税最低限は高いといえるものではなかった。このときの日本の課税最低限は中間の位置を示しているばかりか、日本よりも低い水準とみなされたアメリカやイギリスには課税最低限には含まれない勤労控除がある。この控除を含めると日本と同等以上の課税最低限となると考えられた。

課税最低限の構成要素の変更についてシミュレーションでは、人的控除で課税最低限とするべきだと考え、現在の制度と税負担がどのように変化するかを見るために給与所得控除を含めて比較を行った。このときの給与所得控除は実額に近づけるものとして考えた。この結果、人的控除を引き上げて給与所得控除を5%とした場合に、低所得層の税負担は減少し、高所得層の税負担は増加する結果となった。この結果より、課税最低限を引き下げなくても諸控除の変更によって税収は増加し、税負担の観点からも望ましいものになるといえる。

## わが国における株式譲渡所得課税に関する研究

経済学専攻 笠浪 真

本論文は、所得税法33条の規定に基づく譲渡所得、特に株式譲渡所得に関する実証研究である。株式の譲渡所得(以下「譲渡所得」「譲渡益」「キャピタルゲイン」は同義。なお、わが国における課税制度においては「譲渡所得」を使用。)は、経済政策の影響を強く受けるため、所得税体系において理論的・実質的に取り扱いが難しいといわれる。なぜならば、資本蓄積・資本市場の育成といった経済成長政策の目標となっていることが多く、税制面から資本市場を充実させて株式投資のインセンティブを高めることにより、株価に対する何らかの好影響を与えることが期待されるからである。そのため、課税は低税率での分離課税、あるいは課税されないことが望まれる。一方で、株式の譲渡所得は、資産価値の増加分だけに、不労所得とされ、保有資産の多い高所得層になるほど多く発生する傾向がある。そのため、総合累進的な税負担が課されない場合には著しい不公平をもたらすことになる。このように、いかにして資本蓄積を図り、経済成長の促進と負担の公平のバランスを図るかが、株式譲渡所得課税の課題である。わが国においても、これまで所得税制の抜本的改革論議が起きるたびに、個人納税者に対する株式譲渡所得課税のあり方が大きな問題となってきた。

そこで、本論文の目的は、わが国における株式譲渡所得課税をめぐる議論を整理し、制度の変遷を考察するとともに、税務統計を用いて課税の実態を明らかにし、あるべき課税制度を構築することである。わが国における主要な先行研究としては、金子[1975]、石[1979]、鶴田[1998]を挙げることができる。一方、アメリカにおけるキャピタルゲイン課税については、秋山[1984]、同[1986]らが主要論点を整理し実証的に分析している。

わが国では、株式譲渡所得は、昭和28(1953)年から63(1988)年までの36年間、

原則として非課税であったため、この間における実証的な研究はあまり多くない。しかし、統計データの不備による制約はあるものの、金子〔1975〕は、家計調査である『貯蓄動向調査』を用いて分析している。その結果、株式保有高は所得階級が上がるにつれて増加し、また株式のキャピタルゲインも所得が大きくなるに従って大きくなり、高所得者の手に集中していることを明らかにしている。また、株式譲渡所得に関する直接的な研究ではないが、石〔1979〕は、課税の公平と租税構造を明らかにするために、国税庁『統計年報書』の税務統計値を用いて、昭和47(1972)年および50(1975)年における譲渡所得に係る税収のイロージョンを計測している。その結果、分離課税制度の影響から税収のイロージョンは高所得層に多く発生し、課税の垂直的公平性を害していることを明らかにしている。なお、当然のことながら、当時の税務統計値には株式の譲渡所得は存在しないが、この点につき、同氏は「もし株式の売買によるキャピタルゲインを含めたら、さらに一層高所得層のイロージョンの程度は高まり、より一層の不満が集中するだろう」と述べている。

平成元(1989)年からは、株式譲渡所得は原則として課税されることとなった。鶴田〔1998〕は、石の手法を用いて、平成2(1990)年の税務統計値を用いて、株式譲渡所得課税も含めた譲渡所得に係る税収イロージョンを計測している。その結果、株式譲渡所得を含む資産所得は高額所得層に集中し、それらが分離課税されていることが主要な原因で、税負担の累進性が歪められていることを明らかにしている。ただし、当時は、株式譲渡所得について原則非課税から原則課税へと転換された直後であり、適正な申告が行われたかは懐疑的にならざるを得ない。また、導入された分離課税制度は、申告分離課税と源泉分離課税の選択適用が可能であり、源泉分離課税においては、株式売却額の一定額を所得とみなして課税する、いわゆる「みなし課税」であったため、計測の基礎となったデータは、推計値に頼らざるを得なかった。この点につき、同氏は「(当時の税務統計上の)株式譲渡所得は相当に過小評価されている」と述べている。

ところで、平成15(2003)年より、問題視されていた「みなし課税」による源泉分離課税は廃止され、新たに実額所得に課税する源泉分離課税制度が設けられ、

実額による税務統計が公表されることとなった。また、上場株式の譲渡については優遇税率が導入され、税率が20%から7%(住民税と合わせて10%)に軽減されている。しかし、この税制改革以降の株式譲渡所得課税の実態については、まだまだ詳しい分析がなされていない。そこで、本論文では、石および鶴田の手法を参考にして、平成15年以降の税務統計値を用いることにより、現行の株式譲渡所得における税収イロージョンの計測を試みる。また、その税負担の実態を考察し、所得課税の長所とされる垂直的公平性が働いているかを分析する。さらに、いくつかのシミュレーションを行い、あるべき課税制度を検討する。なお、本論文と先行研究との違いは、先行研究では、従来の「みなし課税」による株式譲渡課税の下において推計値にならざるを得なかったという限定性を持つものに対して、本論文では、実額によるデータをベースとしてより正確に株式譲渡所得課税の実態、あるいはそれに伴う税収のイロージョンを分析することによって、従来のわが国における株式譲渡所得課税に関する実証研究を一步進めるものである。最大の論点は、株式譲渡所得課税は現行の分離課税制度のままよいのか、仮に現行の分離課税でよいのであればその税率は現行の優遇措置による7%(住民税と合わせて10%)でよいのか、または優遇措置を廃止し本則の15%(住民税と合わせて20%)に戻すべきか、あるいは分離課税を廃止しシャープ税制が目指した総合課税に転換するべきかである。

上述の課題にアプローチするために、本論文では次のような構成をとる。第1章では、先行研究を参考にして、キャピタルゲインの定義を確認した上で、キャピタルゲイン課税の根拠について概観する。また、株式譲渡所得課税の根拠についても論点を整理する。

第2章では、わが国における株式譲渡所得の課税制度について、戦後のシャープ勧告から現行税制までの制度の変遷を考察する。そして、この過程を税制調査会の議論を中心に検討を加え、税制の変更が課税の実態にどのような影響を与えたのかを税務統計を用いて考察する。

第3章では、現状の株式譲渡所得課税の実態を明らかにし、垂直的公平性の実証分析を行う。その際に用いる概念は、「税収イロージョン」と「所得税負担

率」である。これらについての現状分析を行い、いくつかのシミュレーションを試みる。

以上から、わが国における株式譲渡課税の実態を明らかにし、そこから必要になってくる改革の課題と今後の課税制度のあるべき方向を検討する。

## 子ども虐待をめぐる公共的取り組みについて

経済学専攻 小池 和子

子どもの虐待が後を絶たない。2004年1月、大阪府岸和田市において、中学3年の子どもが虐待にあつて、衰弱し保護された。発見されたときの体重は24kgで、手足は骨と皮だけのような状態であった。この事件は2004年の児童虐待防止法の改正に大きな影響を与えた。それにも関わらず、それ以降も虐待による子どもの死亡は後を絶たない。力のない子どもが虐待によって死に至る悲惨な実態に、なぜ防げなかったのか、という疑問にぶつかる。死に至らない場合でも、その後の子どもの成長やその家族再生のために、適切な支援がされているのだろうか、という疑問も浮かんでくる。何らかの手立てはないものだろうか。これが本稿の動機である。

私はこの論文において、子ども虐待をめぐるわが国の公共的な取り組みを考察し、その問題点を精査して、今後の課題を明らかにしたいと思う。第1章では、虐待の社会経済分析をめざす。ここでは、子どもの虐待が広く認識され、それが増加してきた背景について 経済社会環境の変化と関連づけて考察する。またこうした変化に伴って、子どもの虐待への公共的な取り組みが必要になってきた事情を検討してみたい。

第2章では、わが国における子どもの虐待への取り組みの現状について、関連する法律や制度の観点から簡単に紹介する。児童福祉での子どものとらえ方が「私的わが子観」から「社会的わが子観」へと変容し、子どもの最善の利益と子

どもの権利を重視するようになった。子どもの権利条約の批准から、児童福祉法も「子どもの最善の利益」という考え方に改正した。児童虐待は緊急課題だとして、議員立法で児童虐待防止法を制定した。など子どもをめぐる法改正がすすんでいる。しかし民法の保護者の親権(監護権や住居の指定など)の強さが、児童相談所の一時保護や立入調査との間で問題となっている。他にも司法権限の問題があり問題点を明らかにする。

第3章では、現在の取り組みの問題点を詳細に検討する。ここでは、ニーズの特性という観点からの論理的考察、人的資源や権限の配置という観点からの児童相談所に関連する諸問題の考察などを行う。広く子どもの最善の利益に照らしてみると、欧米ではabuseよりもmaltreatmentという考え方である。この考えを元にニーズの特性をみると、虐待問題に対する対応の幅ができてくる。

第4章では、海外に目をむける。欧米の豊かな先進諸国でも、子どもへの虐待が起こっていて、日本よりも早い時期から、さまざまな施策を用いて虐待の予防や防止に取り組んできた。ここでは、特にアメリカとイギリスの事例を検討する。またこれとの関連で、わが国における先進的事例として、川崎市と東京都の取り組みに目をむける。川崎市においては、市民と子どもと市という3者で「子どもの権利条約」を制定している。また条例で子どもへの暴力を禁止した。これまで児童相談所と保護者の間でしつけか虐待かでトラブルになっていたが、このような条例で判断基準が明確となる。東京都においても「東京都子どもの権利擁護委員会」を設置している。先駆方の児童相談所をつくり虐待の予防に力を入れている。「東京こどもネット」という電話相談を設けるなどの取り組みをしている。これ以外に東京都区町村の関係機関へのアンケートから問題点など検証し、提言を行っている。

第5章では、子どもの虐待に対する公共的な取り組みのあり方について、今後の政策的課題をまとめる。公共的な取り組みには、政府や地方、地域も含まれる。民間組織を有効に活用し、第1章でみた虐待が起こりやすいハイリスクの家庭に支援できないか。地域でボトムアップ型の支援はできないだろうか。子どもや親のエンパワーメントを高めることも必要であるなど、アメリカやイ

ギリス, 日本の事例をもとに公共的な取り組みのあり方を考えた。

## 公的年金と所得課税

経済学専攻 杉本 比呂無

本論文は, 所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除について実証的に分析を行い, 公的年金を中心に高齢者に対する課税のあり方について考察と検討を加えたものである。我が国の社会は急速に高齢化が進展してきたのであるが, 所得税における年金課税という問題の整備がそれに十分に対応せず大変遅れている。現在の公的年金に対する課税制度は, 高齢者は弱者であるという認識の基, 高齢者の中で公的年金受給者の人口に占める割合が少なかった時代に制度設計されたものであるが, その後の急速な社会構造の変化にもかかわらず改善されずにきた。このような状況に対して批判的な議論が多くなされるようになり, 近年において, 高齢者に対する優遇措置について一定の是正が行われた。しかしながら, 公的年金に対する課税については大きな問題が残っている。すなわち, 公的年金等控除の存在である。我が国における公的年金に対する課税体系は拠出段階と運用段階が非課税, 給付段階については課税として扱われている。しかしながら, 給付時において, 公的年金収入に対して公的年金等控除が適用されるため公的年金収入の多くは課税ベースから漏れているのが現状である。さらに, 公的年金等控除は, 公的年金収入金額のみで決定され, 他の所得の多寡にかかわらず低所得者であれ, 高所得者であれ控除額は同額となる。その結果, 高所得者が過度に優遇されている制度となっている。

そこで本稿において公的年金等控除が所得税収等にどのような影響を及ぼしているのかを分析し, その結果として二つの問題点が確認できた。第一に, 公的年金等控除による所得税収のイロージョンは約1兆7,939億円という非常に大きなものであった。この金額は我が国の平成17年の所得税収15兆6,000億円の

約11.5%を占めるものであり、もはや見過ごすことはできない。しかしながら、公的年金等控除を廃止した場合にはすべての所得階層において大幅な増税になり、低所得者層については最低限の生活を維持するために必要な部分にまで課税が及ぶこととなる。第二に、公的年金等控除は、個人一人当たりでみれば所得階層が大きくなるにつれより多くの減税効果をもたらしており、本来優遇措置を必要としない高所得者層に対して過度に課税上の恩恵を与えている点である。公的年金に対する課税を考えた場合、所得税収のイロージョンの大きさよりも、高所得者層を過度に優遇し、課税の公平性を歪めていることの方が大きな問題であると考えられる。そこで、このような問題点を改善するために、公的年金に対する新たな制度を提案した。すなわち、低所得者層には現在と同様に課税上の優遇措置を与え、一定額以上の所得があるものに対してはそれに応じた課税を行うというものである。具体的には、現在適用されている公的年金等控除を廃止し、主に最低生活費を目安として低所得者については税負担がかからないように所得控除として新たに老年者所得控除を設け、また、一定以上の所得がある者については適切な課税を行うために、その控除額が一定の所得金額を境に逡減する消失控除とした。さらにその結果を検証すると、低所得者層の税負担を考慮し、一定の所得階層以上の者についてはその担税力に応じた課税を行うという望ましい結果となった。

今日における高齢者の経済状況をみると、一定割合で高所得者層は存在しているが、高齢者のほとんどは低所得者あるいは中の下以下の所得者である。このような独特の状況を踏まえ、高齢者内での公平と高齢者世代と現役世代との世代間の公平という二つの公平性の視点をどのようにバランスを保っていくのが課題とされる中で年金課税のあり方をどう設計していくかということは今後さらに重要性を増していくであろう。改めて日本における戦後の年金課税という問題を見ていけば、急速な高齢化と社会構造の変化に伴い年金制度の対応は遅れており、年金課税の問題についてもそのような状況に十分対応できずにきたのは事実であり、それがこういった所得税におけるイロージョンを招いた原因の一つになっていると考えられる。しかしながら、高齢者のおかれている

経済的状况を踏まえた上で世代内公平と世代間公平を考慮しつつ、年金給付時課税および担税力をベースとした新たな公的年金の課税のあり方といったものが求められてきているのであり、その一つの方向は本稿が示した内容であろう。今後そういった原則等をベースにしながさらさらに進展が予想される高齢化社会に対応した所得課税の在り方というものがより一層検討されるべきではなからうか。

## 「走出去」政策と中国企業のM&A

経済学専攻 全 東烈

1978年に、改革開放政策が発表されたが、2005年に中国の外貨準備高は、世界1位になり、そのGDPは世界4位に、貿易は、世界3位になった。世界から中国への直接投資の流入もますます増加している。また、中国はWTOに加盟して以来、国内市場を開放して、経済のグローバル化を加速させてきた。グローバル経営環境の下で、中国企業は国内同業者との競争だけではなく、世界的な大企業とも競争しなければならず、より厳しい国際競争にさらされている。こうした環境に適応して、利益を得るには、むしろ、積極的にチャンスをとらえ、自ら海外市場を開拓する必要がある。グローバル化という環境の下で、実力ある企業が海外市場に積極的に進出できなければ、中国企業は21世紀の競争の中で生き残れない。

こうした背景の中で、中国政府は、1999年より「走出去」と呼ばれる政策を打ち出し、この政策の下、中国企業の海外進出を制度的にサポートしている。近年ないしここ数年間、中国企業は、そうした制度的支援を利用できる海外でのM&Aに急に興味を持ち始めた。その理由としては、対外投資の目的に注目すれば次の諸点が挙げられる(主な事例も併記してある)。なお、ひとつのM&Aが同時にそれらのうちの複数の理由を持つこともある。

- (1)天然資源志向 海外M&Aの目的が、ある天然資源を手に入れることに置かれているケースである。2005年、CNOOCおよびペトロチャイナによるM&Aの案件があった。たとえば、ペトロチャイナがカザフスタンの油田の株式12%取得し、CNOOCはスペインの石油会社のインドネシアの子会社を買収した。現在、中国では資源の需要が非常に旺盛であるため、多くの政府部門が、国有企業による海外の資源関連企業を買収を奨励、支援している。
- (2)技術能力志向 現在、中国の製造業はコア技術を持っていない。開発には時間がかかりすぎるため、買収によって技術を獲得しようとしている。民营企业の華立によるフィリップス社のCDMAの研究開発部門の買収、格林科爾によるイギリスの自動車の設計研究部門の買収などが技術能力指向型の例である。
- (3)市場シェア志向 企業が一層発展し、国際市場で一定のシェアを獲得するには、ほかの企業を買収し、その企業の市場シェアを手に入れる方法がある。たとえば、聯想によるIBMのPC部門の買収がこれに当たる。これにより、聯想の国際市場シェアは急速に上昇した。
- (4)ブランド志向 中国メーカーのブランドはいまだに海外に受け入れられていない。海爾が米Maytag社を買収したのも、海外進出を始めてから長い年月がたったにもかかわらず、海外市場におけるブランド力をいまだに確立していなかったからである。

「走出去」戦略が提唱されて以降、中国企業による海外進出の動きは一段と活発化している。本稿では走出去政策と海外進出ないし対外投資、特にM&Aに注目して考察が展開される。本論文の構成は次のような6つの章からなっている。まず、本稿の第1章は、注目される中国企業のM&Aで、第1節は問題意識、第2節は先行研究、第3節は論文構成となっている。

第2章では、M&A関連概念と一般的なM&A類型から考察を始めている。M&Aの理論、誘因、M&A動機は何か、という問題が考察される。また米国におけるM&Aの歴史的回顧から始められる。もちろん企業のM&A活動は、米国以外の工業国にも数多く見られるわけであるが、米国は、M&A活動量において

は抜きん出て大きいばかりでなく、統計面でもよく整理され、したがってよく分析研究されているという特徴を持っている。米国のM&Aの「波」は、通常の通例5つの時代に分類されている。本稿でもその分類に従っている。

第3章においては、中国企業の対外投資から「走出去」政策、対外投資背景、目的、理由等が検討される。次に、主な中国企業のM&Aと直接投資の諸状況について考察し、それらの基本的な分類に基づき、大まかな類型化を行う。さらに、それらの類型化と共に、主な中国企業のM&Aと直接投資の特徴と傾向等について考察し、経験的な分析によってそれらを明らかにする。

第4章では、中国の企業のM&Aの背景、国内のM&A、中国企業の海外進出におけるリスク、中国企業と多国籍企業との距離、中国企業のM&A事例を取り上げている。これらを踏まえて、走出去政策に基づき中国企業の対外投資やM&Aを支える制度的な支援内容とその仕組みを明らかにするだけでなく、こうした政策と制度的支援がどの程度有効に機能しているのかも検討される。

第5章では海爾、レノボのM&Aケーススタディーが扱われるが、本稿の全体からすれば補足的な役割を果たしているに過ぎない。本稿の終章においては、第1章の問題提起に対して、第2章から第5章までの分析と考察を通じて、どのような研究成果を挙げたのかをまとめる。

本論文では、まず、「走出去」政策が、巨大な外貨準備を用いて、中国企業の海外進出つまり対外投資を誘導ないし支援する制度であることが分かった。また、その政策は、先進国経済に近づこうとする経済発展のための長期的政策としての面もあり、主に国有系の企業を重視した形で運用されている。この政策には、直接投資とM&Aの2つの側面があり、直接投資は、主な目的類型別に4つに分類できる。この主な傾向としては、市場の獲得や確保のため低賃金の発展途上国へ向かう傾向がある。また、「走出去」政策によるM&A投資でも、同様に主な目的に基づき4つの類型に分けることができる。これらの主な傾向としては、国際的な市場、ブランドや技術の獲得のため先進国へ投資される傾向がある。ただし、対外投資が直接投資の場合であれM&Aであれ、対外投資が

天然資源確保を目的とするものは、天然資源を保有する国へ投入されているが、それらの中には合理性が疑わしいものも含まれるにもかかわらず拡大する傾向がある。

## 訪日観光をより充実させるための商品組成 とサービス提供に関する研究 中国人を例に

経済学専攻 張 健

### 第一章 中国人訪日旅行の現状と将来展望

第1節 中国人訪日旅行の現状 中国人の訪日旅行者数は、毎年2桁の経済発展のおかげで、どんどん増えている。2003年のSARSと2005年4月の反日デモの影響で一時伸率が低迷したものの、2002年から2006年までの平均伸率は、15.7%にもものぼる。制度的要因として、訪日団体観光査証の発給対象地域の拡大が大きい。2000年9月の北京、上海、広東省の2市1省から開始され、2005年7月には、中国大陸全土に拡大され、ようやくすべての中国国民が日本を訪れる事ができるようになった。ただし、現在でも、訪日団体旅行参加者の失踪事件を防止する目的で、参加者に対し、約5万円程度保証金を課している。この慣習が取り払われると、さらに旅行者数は伸びるものと考えられる。訪日団体観光旅行参加者の属性は、個人経営者や投資家などの富裕層、次に政府関係者、外資系企業勤務者などである。このことは、訪日旅行は、中国人にとって、まだ、高額消費であり、お金持ちしか来られないことを意味している。また、訪日団体ツアーの発地別構成比を見ると、最初に許可された北京、上海、広東省の2市1省からの旅行者は市場の半分以上を占めている(JNTOの資料によると、訪日団体ツアーの発地別構成比は、北京、上海、広東の3大市場が59.3%、2004年9月に開放された天津市・山東省・浙江省が26.7%、新規開放された地域福建省など

は、わずか14.0%である)。年齢で見ると、中高年層が中心である。

第2節 中国人訪日旅行の将来展望 今後、中国の経済発展で富裕層が増加し、また、日中両国交流(技術、文化など)の活発化により、訪日旅行者がどんどん増えると予想される。同時に、訪日旅行者の年齢層も拡大するものと見られる。

1960年後半から70年代前半にかけて日本が経験した「海外旅行ブーム」が、現在の中国で起こっているという見方がある。それにも拘らず、その当時の所得水準に達しているのは、沿海部地域に限られている。最近特に査証発給地域になったのは、内陸部地域であり、これからこれら地域に経済発展の波が及ぶことを考えると、今後とも中国人訪日旅行は大幅に伸びると予想されるのである。日本政府の関連機関である国際観光振興機構(以後、JNTOと略す)は、2020年の中国訪日旅行の市場規模は2006年の3.5倍の280万人程度と予測している。市場規模に見られる量の拡大は、当然質の変化をもたらす。まず、中国人の訪日旅行者の属性を考えてみると、中国の経済規模の拡大によって、継続的富裕層(従来からの富裕層)、新規富裕層(新たな富裕層)、一部中間層(新婚旅行・修学旅行などに金を掛けられる層)が想定され、新規訪日旅行者の増大はもとより、リピート訪日旅行者の拡大が想定される。また、ある時点では、パッケージツアーに満足できず、個人旅行や小集団旅行の出現も想定される。さらに、日中両国交流の拡大は、パーソナルユースの旅行に加えて、ビジネスユースの旅行を拡大する。むしろビジネスユース旅行の方が高い伸びを示す可能性は高い。このような中国人訪日旅行者の質の変化に対応した、商品開発や流通経路開発が急がれるのである。

## 第二章 訪日旅行商品の特徴と将来方向

第1節 訪日旅行商品を捉える視点 旅行商品は、旅行素材と旅行会社による付加価値機能の二つで構成される。旅行素材は、一般に「アゴ」、「アシ」、「マクラ」から、つまり食事、交通、宿泊の3要素といわれ、最近では体験や目的といった「シーン(場)」や「人(人的サービス)」も旅行の重要な要素と考えられるようになった。その旅行素材は、さらに観光資源、観光施設、観光サービスに依存している。旅行会社による付加価値機能とは、旅行の手配・手続き代行、コ

ンサルテーション、保証、費用削減、企画の提案、快適性の提供を指す。

第2節 中国人訪日パッケージツアー商品の特徴 上述した「旅行商品を捉える視点」を踏まえて、訪日旅行商品の特徴を検討する。なお、現段階では、訪日旅行の大部分はパッケージツアーであることから、日本人の訪中パッケージツアーとの比較を分析の中心に据えた。また、分析の方法は、ツアー商品パンフレットの比較に加えて、JNTOや日本にある華僑系の旅行会社へのヒアリングによっている。

1. 「アゴ(食事) 中国人ツアーのほとんどが、旅程中の全食事付である。食事の大部分が中華料理で、食べる量も日本人よりはるかに多いので、バイキング形式が好まれる。それに対して、日本人ツアーを見ると、旅程中の全食事付がほとんどなく、半分以下である。また、多くのコースで、日本食は含まれていない。デラックスツアーで、1回又は2回ついているだけである。このように日本人ツアーの方が、客の選択性を重んじ、また、地元の食材や料理を楽しもうとする姿勢がみられる。その分、追加的費用が発生することになる。
2. 「アシ(交通機関) 目的地までの移動手段としては、両方とも主に飛行機である。しかし、中国人ツアーは ツアーブランドがない。最少催行人員は、15名ぐらいで多数である。旅行会社からツアーの取消通知は、出発7日前などとなっている。それに対して、日本人ツアーは 多数のツアーブランドがある。最少催行人員は、1名もしくは2名である。旅行会社からツアーの取消通知は、出発1週間~1ヶ月前である。この面でも、日本人ツアーの方が、客の選択性や融通性が重んじられていることが確認される。
3. 「マクラ(宿泊) 中国人ツアーが利用するホテルは、3~4 5星クラス(3星が多数)である。それに比べて、日本人ツアーが利用するホテルは、4~5星クラス(ハネムーンで5星)である。日本人ツアーの方が快適性に重きを置く傾向が読み取れる。
4. シーン(場面, 場所) 現在の中国人訪日旅行者にとって、最大の魅力は“話題性”である。つまり、知名度の高い大都市(東京・大阪・京都・福岡等),

よく知られている観光地(富士山・北海道・TDR等)に訪問先が集中している。また、帰国後、家族や友人に旅行体験を語り、それを話題に盛り上がることを重視しているので、持ち帰るものや(お土産)、目に見えるもの(記念写真)が大切である。このような中国人の嗜好から、ツアー種類としては、皆がよく知る「定番」コースが主流である。いわゆる「周遊型フル・パッケージ(3~4)」,つまり、「複数観光地を巡る,観光および全食事付きツアー」である。それに対して、日本人訪中ツアーの種類を見ると、「定番」コース~FIT(個人旅行)型ツアーまで、さらに、エコツアー・トレッキングなどのSIT(特定関心旅行)など多数ある。日本人ツアー客にとって旅行とは、他人に対して旅行自慢をするものではなく、自分が楽しむものになっている。社会の成熟度が旅行商品に反映しているのではなからうか。

5. 人(人的サービス) 中国人訪日ツアーは、新婚層などの増加によってデラックスなものも出てきたが、基本は低価格ツアーである。ツアー価格は、ランドオペレーター数社からの見積もり競争で決定されるが、低価格に対応できるのは、華僑・華人系の旅行会社に限られる。その結果、品質やサービスを度外視したり、無資格ガイドや無登録バスを使用するなどのやり方が横行していることがわかった(実際に日本にある華僑系の旅行会社に対して行った、「どんなガイドを使っているか」という質問に対し、「日本に長年に住んでいる方あるいは日本人と結婚した人であれば、誰でもいい」という答えが一番多かった)。ガイド資格の認定を必要とする日本人ツアーにおいては、このようなことは考えられないことである。

第3節 訪日旅行商品の将来方向 今後も続く中国の経済発展、技術、文化など日中両国交流の一層の高まりは、中国人の訪日旅行者の量的拡大と質的変容をもたらすものとみられる。このような変化を予想すれば、訪日旅行商品が従来のみで良いわけではなく、当然、旅行者のニーズに併せて進化が求められる。訪日旅行商品の進化の方向は、日中の商品比較で見たように、選択性・融通性・快適性・自己実現性の体現であり、そのことを保証するサービスの提供である。このような視点から、訪日旅行商品の将来方向を提言する。

第一は、「定番コース」であるパッケージツアーの高サービス化である。初めての日本旅行を体験する新規富裕層や豪華な新婚旅行を行う中間層は、以前に増して拡大するものと予想される。彼らにとって、先輩たちが楽しんだ、従来の定番コースは依然として魅力に満ちたものであろう。ただし、既に何度か聞いた話の範疇に入るため、従前とは一味違うサービスが求められ、この方向は中国の成熟化の方向とも一致している。

第二は、「定番コース」の多様化である。以前から富裕層であった継続富裕層が累積的に拡大していく。当然、日本にかつて来たことがあり、二度三度の訪日になる人が増える。そのような人にとって、「定番コース」は既に体験済みで魅力に乏しい。従来にない、新たな「定番コース」作りが求められるのである。このような人たちにとっては、選択性が高く、快適性を重んじた、ゆとりの商品の提供という側面を考えておく必要がある。

第三は、地域空港発着型モデル商品の造成である。これは第二の範疇に含まれる考え方で、多様な「定番コース」の一つに地方の魅力を提供するものである。ツアー料金に占める航空機運賃は馬鹿にならない。地域空港発着コースを取り込むことで、移動費全体の圧縮を図り、同時に地方にしかない魅力を提供できれば、新規性に富み、ゆとりを満喫できる商品に成り得よう。地方自治体では、このような方向の政策を追求しているところも多く、協力関係を築ければ可能性は高くなる。

第四は、修学旅行のパッケージツアーである。日本への修学旅行の1人あたりの平均費用は、今の中国家庭の平均収入からみると非常に高い。しかし、富裕層の増加と共に、修学旅行ニーズがどんどん高まっていくとみている。中国の一人っ子政策は、自分の子供に金をかける志向を生み、日本の文化や先進性などを体験させる、日本語を学ぶために日本に旅行させる、などが流行になりつつある。修学旅行参加者の構成をみると、小学生から大学生までの幅広い年齢層に広がっている。年齢層に応じた新しい商品開発が求められているのである。

第五は、好成績をあげた従業員や販売店を招待する、インセンティブ・ツアー

商品の造成である。日本企業のさらなる中国進出、中国の経済発展などによって、インセンティブ・ツアーの需要はどんどん増えていくとみている。現在のところ、この商品のツアールートは、ゴールデンルートとほとんど重なっている。今後は、お互いの文化交流を目指した、ホームステイ、民泊体験コースなどを組み込むべきであろう。それはこのツアーが単なる慰安・褒章ツアーから商品開発や店舗経営のための研修ツアーに変容するとみられるからである。

第六は、商用旅行向けなどの商品(今後許可が期待される個人旅行も含む)である。中国経済の好調なこともあり、全国の公務員幹部、一般企業管理職などを中心に商用旅行は盛んに行われている。純粹の商用の場合もあるが、商用を理由とした観光旅行の場合も多い。これから、日中企業の技術交流などに対応する商用旅行向けの商品への需要がどんどん増加すると思う。今のところ、商務ビザ取得、受入機関の招請状・身元保証書などの手続きが必要であるが、近い将来、簡単に商用旅行が行われるようになってみている。それに備えて商用旅行・個人旅行に対応できる能力を備える努力をすべきである。

### 第三章 中国人が日本での旅行をもっと楽しむための方策

第1節 改善すべき訪日旅行商品の流通過程 これまでの中国訪日旅行商品の流通過程は、日本にある華僑系旅行社が、中国旅行社に、旅行計画を提案し、それを中国側が採択し、ランドオペレーターとしては、提出した華僑系旅行社を採用するものであった。このような流通過程が定着してきた背景には、次のような事情があった。一つは、アウトバンド旅行を重視していなかったため、中国側旅行社の経営努力は必要最小限にすぎなかったからである。そのため、日本にある華僑旅行社の言いなりと言っても良い状態であった。もう一つは、訪日中国人の旅行需要が先にみたように、“定番コース、パッケージツアー”で十分満足でき、むしろ低料金が重視される段階であったことによる。このため、利の薄い中国訪日旅行には、日本企業は手を出さない状態が出現した。

これからの流通過程を考えるにあたって、次の点が重要だと考える。一つは、第二章でみたように、高度化し多様化する訪日旅行の商品開発に対応できる流通過程を構築することである。他の一つは、アウトバンド旅行商品の開発が重

要になる中国側の旅行企業にとって、自らの経営努力が発揮できる流通過程を構築することである。それでは、どのような流通過程が想定されるのだろうか。このことを以下で提案する。

第2節 望ましい訪日旅行の仕組み これまでの検討を踏まえて、望ましい訪日旅行の仕組みを提案する。

1. 多様な訪日旅行商品の流通過程の形成 訪日旅行商品の流通過程は、旅行商品企画、中国企業による採択、ランドオペレーターによるサービス提供から成っており、それぞれの要素を多様にするすることで、その組み合わせを多彩にすべきである。旅行商品の企画について、中国人系の旅行社に頼るばかりではなく、日本の事情に精通し、高いサービスを提供する日本の旅行者、さらに、中国人の誘致を目指して、条件整備の進む地方自治体なども、中国系の旅行社と協力しながら、商品企画に取り組むべきである。中国企業による企画商品の採択については、商品開発の指示、提案商品の比較評価、添乗員・通訳の養成制度の確立、旅行中の安全確保の仕組みの構築など、真に経営主体となるべく努力を重ねるべきである。ランドオペレーターによるサービス提供については、今までの流通過程も活用しながら、新しい流通過程の形成の必要がある。ここで、二つの例を挙げる。日本系の日本の旅行会社から中国側の旅行会社に企画を提案して、中国の旅行会社が採択をして、日本系の日本の旅行会社がランドオペレーターとして手配をする。あるいは、同じルートで、最後は、華僑系の日本の旅行会社がランドオペレーターとして手配をする。レベルアップした華僑系から中国側の旅行会社に企画を提案して、中国側旅行会社が採択をして、日本の華僑系の旅行会社がランドオペレーターとして商品を手配するなどである。

2. 革新的経営の推進 現在の中国旅行会社は、一般的に国有、国営単一企業から出発しており、社名と共通のロゴマークをみれば、親子関係、兄弟関係が一目瞭然である。その上で、「ロイヤリティ料支配後の経営は、当社の自由」という逆のベクトルも生起しはじめている。また、株式会社化における香港資本との連携の影響も考慮しておく必要がある。

このような経営組織の変動を革新的経営に結びつけることが重要である。例えば、他人の力を借りることなく、自分の力で、新しい企画商品を開発するなどが革新的経営の事例である。“社名”だけの表面的な分社ではなく、必要であれば企画部門のみの分社化、地域別の分社化などを目標として、革新的経営を推進すべきである。

3. 日本地方自治体の協力 今後、特にゴールデンルート以外の場所に行きたいというリピーターを充実させるためには、日本の地方自治体との協力が非常に重要になってくる。現在の中国人の訪日旅行は、地方のみのツアーにはあまり力を入れていないのが現状である。大きな原因として考えられるのは、費用の高さである。日本旅行はもともと高いもので、さらに地方に行くと交通費がもっとかかる。地方都市の知名度が低いためよく知らない、ことなどによっている。これを解決するために、地方自治体と連携して、地域空港発着型のモデル商品造成を行うことが考えられる。旅行商品価格に占める航空運賃の比重は15%~25%程度と高いことから、ツアー料金に占める航空運賃は馬鹿にならない。現在、東京か大阪をゲートとしている訪日旅行を、例えば、北海道へ、あるいは九州へ、あるいはその地域完結型の地方空港発着型のモデル商品を作ることによって、移動費用も節約できる。また、地方自治体による地元観光案内を組み込めば、これまで中国人が体験したことのない、日本独特の歴史・文化・景観をモデル商品の中に織り込むことができる。

現在、日本の地方自治体は、新たな地域振興策の一つとして観光産業を位置づけ、訪日外国人の来客戦略を展開しており、国も“ビジット・ジャパン”として支援している。今はまさに、地方自治体と協力して、中国人民が満足できる新たなモデル商品造成を行うに、良い時期にあるといえるのである。

## 瀋陽市の水リサイクルに関する一考察 工業廃水を中心に

経済学専攻 田 成哲

中国の経済成長とともに、エネルギー消費が世界の新規供給能力を上回るスピードで、急速に伸び続けていることが世界の注目を集めている。しかし、生態系破壊、河川の汚染、気候変動等に加えて人口増加、生活水準の向上等により、中国の北部を中心とした多くの地域では水不足が日々増しに深刻化しつつあるという問題はまた国外にはあまり知られていないのが事実である。北部の水不足に加え、砂漠化が進んでしまい、更なる水不足を招くという悪循環が日本まで飛ぶ黄砂の一因となっていると言われている。水問題はエネルギー問題と同様に、今後中国の中長期発展を妨げる最大の要因であると予想されている。

中国の東北地方は歴史的に「工業基地」として、全国的に有名である。21世紀に入って、中国政府は「西部大開発」と「東北を振興する」との二つの大規模プロジェクトを打ち出した。瀋陽市はこの大きなチャンスに恵まれて、急成長を遂げているが、その成長を妨げているのが水資源不足と水資源汚染問題である。瀋陽市にとって新しい水資源の開発と水資源の確保が急務であるが、「持続可能な発展」の視点から見ると、都市節水と渾河流域環境保全こそ瀋陽市の持続可能な発展の前提である。水資源が不足する瀋陽市にとって、都市生活排水と工業廃水は貴重な淡水水資源である。これらの水資源を適切に処理してリサイクルすれば瀋陽市の水危機を緩和できる可能性がある。本論文では、主に工業廃水のリサイクルを中心に研究していく。工業廃水は渾河汚染の主な原因である一方、水リサイクルについては、それぞれの発生源で単汚染成分を高性能除去することが容易であるので、リサイクル率は高い。工業廃水のリサイクルは工業用水節水の核心であり、瀋陽市の水資源の持続可能な利用の前提である。

瀋陽市の工業廃水リサイクルの問題点は、中小企業の廃水処理が基準に達し

ないことと瀋陽市の污水排出課徴金制度が企業の污水排出削減を効果的に達成できる機能を発揮しないことである。中小企業は取水と排水量が少ないので、政府からの監督規制がゆるい。そのため、中小企業は環境部門の規制の強化と緩和をうかがいながら排水処理を行う。中小企業に対しては政府からの優遇措置がないので、環境対策に協力しない傾向がある。瀋陽市で、処理しない廃水を秘かに排出する工場は絶えない。環境対策を前進させるためには、中小企業の廃水対策が欠かせない。

また、瀋陽市の污水排出課徴金制度は、基本的に基準超過收費制度であり、基準超過は実は法律違反行為であるが、收費によってこれを容認する形となり、違反を抑制する機能が発揮されない。その上、企業の負担能力に配慮し、徴収基準を極めて低く設定しているため、排汚費は汚染改善コストより遥かに安い。企業はこの排汚費を生産コストに編入し、結局は消費者に転嫁されるため、企業の負担はきわめて少ない。先進事例として、日本の工業分野では、地下水規制、排水規制の下でエンド・オブ・パイプ・テクノロジーとしての排水処理施設を開発導入するとともに、効率的な水使用に向けた処理水の循環使用技術を導入していた。その結果、工業用水の淡水利用量は戦前と比べてだいぶ減少し、水質汚濁も改善された。日本の工業廃水リサイクルが進む背景としては、社会的な公害問題・政府の規制強化・工業用水コストの上昇などがあげられる。

大阪市では戦後の復興で工場が再開されてから水質モニタリングが行われるようになるまで、悪質な污水流入による下水道施設の破損や事故がたびたび発生した。大阪市では、全国に先駆けて工場排水処理と1973年から下水道による水質料金制度を導入したことが、企業の節水と水の再利用を促した。1970年代における工業用水リサイクルの発展の背景には水質使用量と下水道使用量の通増制度という経済手段の導入があったことは瀋陽市の工業廃水規制を考える上で大いに参考となる。大阪市の工業廃水リサイクルの先進事例を参考に、瀋陽市の工業廃水リサイクルの問題点を解決する道を探していきたい。そこで、瀋陽市の工業廃水のリサイクルについて、第一の提案は工場排水を都市下水道に接続して処理することを義務化することである。瀋陽市内の工場からの污水を

下水道施設に接続することを義務化した場合のメリットとしては、下水道使用料を徴収することで、工場に節水や水の再利用の動機付けが行われる。

第二の提案は、瀋陽市で汚染問題が深刻な中小企業を工業団地に移転させ、そこで工場排水を集団処理するために工業団地污水处理工場を建設することである。工業団地内での工業用中水道を建設することは容易であって、工業廃水処理場から処理した中水は中水道によって、企業に一般工業用水より安い値段で供給できる。

第三の提案は情報の公開である。瀋陽市の水資源の概況と渾河の汚染状況について、環境部門が定期的に情報を公開し、排水基準を違反した企業を厳しく追及し、その企業の情報も隠れなくメディアを通じて、市民に公開すべきである。情報の公開は瀋陽市および中国の水資源持続可能な利用の核心となる。

しかし、瀋陽市のすべて工場の排水を下水道に接続して処理する場合、企業からどれくらいの下水道料金を徴収すれば排出削減を効果的に達成できるか？どれくらいの工業団地の建設費用で、どれくらいの中水がリサイクルできるのか？これによって瀋陽市の水不足のどれくらいが解決するのかの計算が必要である。これらについてはまた具体的に研究しなければならないと思う。これらの問題についてはまた今後の課題に残しておきたい。

## 内モンゴルにおける水問題の現状と対策をめぐって

経済学専攻 布仁

人口の急激な増加と社会の発展に伴い多くの国で水不足が発生し、飲料水をはじめとした生活用水の不足や農業への打撃、さらに生態系の破壊がもたらされている。また、污水处理施設の未整備による水の汚染、氾濫危険地帯に居住する人々の増加に伴う洪水被害の増大等、水不足以外にも水にまつわる様々な問題が噴出している。今後、世界人口の増加によりこれらの問題は一層深刻化

するであろう。それだけに、安全で安定した生活用水や農業用水の確保、そのための水資源の効率的な利用と効果的な配分、また洪水制御等の治水、さらに水系生態系の保全等は国際的に取り組むべき課題と認識され、議論が積み重ねられてきた。かつ、そのなかで、水問題は単に人口急増や社会の発展によって引き起こされているというより、社会発展の様式の問題でもあるという認識が広がりつつある。こうした問題を象徴する地域のひとつが中国の北部に位置する内モンゴル自治区である。すなわち、内モンゴルでは人口増加によって水使用量が増え、地下水危機が生じるとともに、生活水準の向上、工業生産の拡大等から河川水汚染、地下水汚染等の問題が発生し、人々の生活に関わる重大な課題となっている。しかも、水不足は草原の砂漠化という深刻な生態系破壊を惹起し、その砂漠化が更なる水不足を招くという悪循環が見出される。だからこそ、中国政府も積極的な政策的対応を試みてきた。だが、これまでのところ必ずしも十全に成功したとは言い切れないようである。こうして、内モンゴル自治区は、中国における深刻な水不足とそれへの政策的対応、さらにそのいっそうの有効化に向けて何が必要かといった問題をめぐる考察にとって、きわめて注目される対象と解される。

そこで、本論文では内モンゴル自治区アラシャン盟を取り上げて、水問題及び砂漠化の実情、原因、対策について詳しく考察してみることにはしたい。筆者は、毎年春になると流れる黄砂のニュースをいつも半分びっくり、半分恥ずかしい気持ちで見えてきた。びっくりするのは黄砂が何千キロを越えて日本まで飛んでくるからであり、恥ずかしいのは黄砂現象の半分近くが筆者の故郷であるアラシャン盟から発生するものだからである。つまり、アラシャン盟は筆者の生まれ育った地でもある。以下の考察にあたっては、伝統的生活文化への知見を含めて、その地の生活者だったからこそその認識をも活用したい。アラシャン盟では、人口増加に随伴した灌漑農業によって塩分の集積が起り、農地が土壌劣化し、砂漠化が進行した。また、改革開放政策の下で豊かさを求めた個々の遊牧民が山羊の飼育頭数を増加させて砂漠化を進行させもした。その結果砂嵐が問題になり、「退耕還林還草」政策が導入されて、ひとたび全面的な禁牧が

実施された。しかし、遊牧民の唯一の収入源であった放牧の禁止は、基本的な生活の維持に困難をきたす環境難民をも大量に生み出すこととなった。さらに、分散して居住していた遊牧民が指定された鎮に移住し、都市化が進んだ。これにより人口が増加した鎮のなかには、唯一の水資源である地下水が過剰に汲み上げられ、地下水危機を招いているところもある。くわえて、人口増加により環境汚染、環境破壊がひどくなり、比較的的自然条件がよかった居住地の周辺草地在り荒漠化したという事例も見出される。環境難民の生活問題を解決するため、アラシャン盟の南部では大規模な農業総合開発に着手した。1994年、黄河上流に位置することを利用して、「黄河揚水水利電力主体プログラム」が開始されたのである。大規模な草原、平地が灌漑農地へと変容され、移民したまったく農作知識のない遊牧民によって農業が営まれた。これは環境難民対策としてたしかに一定の成果を生んだ。だが、環境条件の弱い地域を砂地化するという副作用をも伴った。また、黄河の断流問題に対処すべく下流での水資源確保が優先され、この地域において十分な水供給が果たされえないといった状況も生じた。

他方で、アラシャン盟エゼネ旗の水問題は、河川の下流に位置する地区の典型的な例である。すなわち、黒河の上、中流での水の過剰使用により、下流にあるエゼネ旗の水が枯渇する状況になったのである。より詳述すると、上流、中流、下流のいずれの地域においても開墾が進み、人口が飛躍的に増加したが、とりわけ巨大な人口集住地域に成長したのは中流であった。そして人口扶養力の最も大きい中流域のために、1970年には中流域西部に水庫が建設され、黒河とは別のもうひとつの源流であった、北大河のエゼネ旗への流れが絶たれた。このように、20世紀後半の50年、中流域の発達には水資源の需要を増大させ、下流域の水資源の枯渇を招来した。それは、黒河の下流にあった二つの湖のうち東側に位置したソゴノール湖を1992年には全面的に枯渇させ、ほぼ消滅させるほどのものであった。こうして、下流域では水資源が地下水だけになりつつあり、地下水危機も懸念されているというわけである。今やアラシャン盟は中国における主要な砂嵐の発生源のひとつとなっている。専門家の研究によるとい

つも過放牧が原因とされているが、本当にそれだけが原因であろうか。換言すれば、対策は過放牧の規制のみでよいのであろうか。上述の瞥見からは、少し異なる視角からの考察も必要なことが看取されるように思われる。のみならず、そうした考察を施す際に、問題に取り組むスタンス自身に注意すべきことを、近年の世界の水不足問題の原因の考察や対策の提言は示唆している。

そこで、以下、次の順序で考察を進めていきたい。まず、世界の水問題の状況及び発生原因について概観し、水問題がどれほどの射程を内包した問題であるのかを検証する。さらに、水問題をめぐって近年注目されつつある対策に目を向け、上に触れた「問題に取り組むスタンス」に関わる動向について、大規模な近代的技術の限界を確認するとともに、具体的事例に即して近年注目されつつある対策が体现する方向性に迫ってみたい。ついで、それらを前提に、中国及び内モンゴルの水問題の現状と発生原因について考察する。内モンゴルに関しては、筆者自身の直接的知見をも織り込む。最後に、内モンゴルの水問題に対して採られてきた対策及びその成果について、やはり筆者自身の直接的知見を織り込みつつ検討を加える。その結果、今後の取り組みについてなんらかの方向性ないし示唆を見出すことを目指したい。

## 中国知的財産権に関する分析 特許・商標権・著作権の法整備と問題点

経済学専攻 鮑 松偉

知的財産権制度は現代社会の経済発展において、大きな役割を果たしている。とりわけ、知的財産権制度上重要な位置を占める特許制度は、人類の発明成果に対する財産権の保護により技術進歩を促進し、企業活動に関わる経済秩序を安定させる役割を担っている。今日では、知的財産権制度は一種の技術進歩の促進政策として、研究開発の成果を所有権侵害から保護し、企業に市場競争力

を与えることにより技術革新を加速する。このため、知的財産権制度は科学技術の進歩を促進することを目的とし、企業を含む様々な主体間における利益関係を調整する手段となる。また、技術進歩に関わる国際技術移転の運営にとっても特許制度などの知的財産権法律制度が欠かせない条件となっている。したがって、企業グローバル化が進み現代社会において、その国の知的財産権制度のあり方、および整備状況を明らかにする必要がある。これが本論文の第一の目的である。

中国は1978年12月に「改革開放」政策を打ち出して以来、速いテンポで発展してきた。経済建設において、改革開放以降は外国の直接投資および先進技術が重要な位置を占めるようになった。しかし、多くの先進国の企業は国際競争力を保つために外国へ直接投資および技術輸出を行う際、以前より知的財産権を重視している。途上国である中国にとって、外資導入は技術導入と同様に外国の技術情報を獲得する重要なロードである。したがって、さらなる発展のための外資導入および技術導入の必要性から、知的財産権制度、特に特許制度の導入が産業発展のための法的インフラ整備における重要な一環とされた。一方、技術の商品化問題は外国技術導入に関わるものだけでなく、市場経済化改革の進展に伴う国内の技術取引の問題にも関わっている。技術進歩を着実に推進するため、技術の所有権が法律制度により規定、且つ保護されなければならなかった。このように、知的財産権制度の確立が国内外の状況により必要とされたのである。1983年の商標法の実施以来、特許法、著作権法などの知的財産権法が次々に誕生した。1990年代に入り、政府は社会主義市場経済における企業発展環境を整備し、WTO(世界貿易機関)加盟への準備のため、知的財産に大きな影響力を持つ特許法の改正を行った。そして、2000年8月25日に特許法の第2次改正案が可決され、2001年7月1日から施行されている。特許法の第2次改正は中国の特許法律制度を国際基準に合うようにした。このような改正は、まさに技術進歩の促進および外資導入の拡大のための法的インフラの整備であり、産業の近代化にとって多大な意味を持つものである。

知的財産権制度に関しては、中国では近年様々な研究がなされている。とり

わけ、WTO加盟をめぐる、多くの議論が行われている。その中には、鄭成思および王玉潔などの研究成果がある。一方、日本における中国知的財産権制度に関わる主な研究としては、日本国際貿易促進協会、岡田全啓および朝日奈宗太の著作がある。また、中島敏は近年における知的財産権制度の整備動向を追跡し研究を行っている。これまでの研究において、中国の知的財産権制度の評価に関しては、制度における法律の整備状況を中心に行ってきた。しかし、制度を考察する際、関係する法律以外に、その関連する運営の仕組みおよび社会知識基盤に関わる教育と国民の考え方を含めたシステムとしての総合的なあり方を見る必要がある。知的財産権関連法制についてTRIPS協定との整合がみられるにも関わらず、中国における知的財産権侵害の実態は依然として深刻であることは周知の通りである。その原因は第二次米中摩擦から絶えず指摘されているエンフォースメントの問題にあるといわれている。無論、中国の知的財産権保護の仕組みには地方保護主義、再犯者対策の欠如、手続きの不明確、などといった問題点がたくさん存在するほか、知的財産権に関する人々の保護意識も薄い。これらの問題が深刻な知的財産権侵害の実態につながる直接的な原因であると考えられるが、根本的な原因は立法と執行(執行の土壌)の黍離、つまり執行を保証する社会的土壌(執行能力)が立法水準とかけ離れすぎて、期待する効果を得られない点にあるように思われる。それで、法制度以外に、いわゆる行政・司法仕組みを検討し、その問題を明らかにするのが本論文の第二の目的である。

本論文の第一章は、中国における知的財産権制度の発展状況、まず、国内立法と国際組織・条約の加盟、知的財産権保護の仕組みおよび教育と研究活動といった三つの側面から、知的財産権制度の姿を明確にする。そして、第二章では、中国における財産権法制度の第1期に制定された二つの条例、発明及び特許権の保護についての暫定条例及び商標登録暫定条例を紹介するとともに、知的財産権法制度の形成に繋がる改革開放の初期に見られた工業所有権を中心とする知的財産権制度の動きに触れた上で、中国知的財産権法制度の発展、ならびに発展期に隠れていた立法上の問題を解明し、知的財産権保護を巡る米中摩

擦を中心に検討していく。この章では、主に外圧によって、中国知的財産権法制度を整備していくことを検討したいと思う。第三章では、中国経済発展により、中国政府が自ら知的財産権の法整備が必要と考える時代になってきた。中国がWTOの加盟に向かって、「専利法」、「商標法」、「著作権法」「コンピュータソフトウェア保護条例」「知的財産権税関保護条例」などの知的財産権法律を含めた主要な知的財産法律法規の改正制定を行い、且つ「集積回路配置保護条例」などの法規を新規制定した、TRIPS協定に合致する法改正を本章で説明する。第四章では、中国の知的財産権法制度が国際ルールに合わせて、整備したにも関わらず、知的財産問題がつつい起きてしまう、その原因を検討する。従って、法制度以外の行政・司法の運用仕組みを具体的に見ていく。最後に、中国の知的財産権制度は改革開放の展開、経済発展を促進させる効果を発揮してきた。21世紀に入り、経済のグローバル化は飛躍的に発展し、高度科学技術による情報化は、市場や企業経営および人々の行動の様式を大きく変えつつある。知識を基にした社会活動はその発展により常に新しい創造をもたらしている。今尚途上国である中国にとって、どのようにこのような状況に対応していくのかといった問題は今後の知的財産権制度の整備にも関わる大きな課題であろう。

## 中国における家電品リサイクルシステムの構築 デポジット制度と前払い制度の導入

経済学専攻 楊 林涛

中国は、著しい経済発展に伴い、天然資源のみならず、再生資源への依存を強め、今や世界最大の資源消費国となっている。又、中国は人口大国である。そのため、一人当たりの資源量が不足している。中国は長年、主要原料については輸入に依存しており、資源の不足は既に中国の経済成長を制約している要

因の一つと考えられている。また、改革開放後、近年の急速な経済発展によって、ますます資源の制約が大きな課題になるとともに、環境問題や廃棄物問題も深刻となっている。そのため、中国政府は資源問題に加えて、環境や廃棄物問題をも重視するようになった。廃棄物問題では、90年代後半になって、中国政府は環境インフラの整備に重点を置き、廃棄物の発生抑制につながる政策や、有害廃棄物対策、廃棄物処理事業やリサイクル事業に関する法整備や市場の利用などの対策を講じ始めた。また、1996年よりバーゼル条約の締約国に加入し、アメリカや日本をはじめとして世界各国からの再生資源輸入が急増し、それとともに、違法廃棄物の監視にも注意が払われるようになってきている。2006年の温家宝首相の演説では、「資源節約型の社会（具体的には、2010年にGDP当りエネルギー消費2005年より20%前後減らすことを目標とする）の建設をめざし、都市と農村で廃棄物と再生資源の回収利用、システムを確立し、資源の循環利用率無害処理率を向上することも強調されるに至っている。中国の第11次5ヶ年計画では「資源節約型で環境にやさしい社会の構築」が掲げられ、中国が真のリサイクル大国に転換して、地球規模で環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指すこととなった。

また、ここ数年、鉄・非鉄スクラップ、古紙、プラスチック屑などの再生資源の輸入量が急増し、国内の大規模な再生資源利用産業は海外輸入再生資源に大きく依存し、国内資源の不足を補完して成長する一方で、中小、零細事業者を中心とした国内の回収流通ルートでは、設備などの未整備から、国内廃棄物の回収、処理、利用が十分に進まず、また回収過程や資源として輸入された廃棄物は不適切な処理が行われているため、環境問題を発生させ、有害物質の輸入など問題となっている。先進国と同じように、これら再生資源に由来した汚染は、既に中国の社会問題となっている。しかしながら、中国での法制度の整備は進んでいるものの、環境関連インフラの整備や環境保全意識の高揚が必ずしも十分とは言えない状況である。一方、中国では、急激な経済成長に伴い国民の家電品保有台数が増加しており、2005年において冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機とパソコンの保有台数は10億台を越え、毎年廃棄される中古の家電

品は3000万台余りに達している\*。しかし、中古の家電品を対象としたリサイクルはまた広くは行われていないため、資源の再利用ができず環境汚染を招く原因となっている。今後、廃棄を迎えることが想定されることから、国を挙げて家電リサイクル回収網の整備を進めることが急務となっている。また、資源需要などの増加により、海外から輸入される廃電子製品スクラップやそれに付随するスクラップなどの輸入量が拡大しているが、適正な再生・処理が行われているとは言い難い状況にあり、環境汚染などの問題が指摘されているのが実情である。こうしたことを受け、中国政府ではかねてよりこうした問題を克服すべく電子製品に関する回収・処理の枠組みの構築を進めてきたが、今回の政策はこれら廃電子製品による汚染防止と適正処理を図るものとされている。

このように、中国は、いかに資源と環境のバランスをとるかが、今後の経済発展を維持する大きなポイントとなっている。価格も高く、量的にも先進国にその権益が支配されているバージン資源のみでは計画されている成長を支えられないとすれば、国内再生資源の有効利用と海外輸入資源の適切な輸入は重要な課題である。しかし、急激な経済発展に伴って、廃棄物や汚染物質の大量排出により、汚染や最終処分場をめぐる社会紛争が増大するといった問題が顕在化しはじめている。したがって、中国国内再生資源回収システムの整備と廃棄物・リサイクルは国内再生資源の有効利用と環境汚染の改善という双方を実現する有効な手段と言える。デポジット(deposit)とは「保証金」や「預かり金」等という意味である。デポジット制度は製品価格にデポジットを上乗せして販売し、製品が使用後に返却された時にデポジットを返却することにより、回収を促進するものである。このデポジットにリサイクルコストや処理コストを含めている場合もある。このデポジット制度の環境政策における経済的手法である「課税」と「補助金」の組み合わせにおいて説明できる。飲料などに対し、あらかじめデポジット(預かり金)を上乗せして販売し、その使用済み容器が所定の場所に返却されればデポジットが払い戻されるため、使用済み容器を返却する行為に対して補助金が支払われると解釈することができる。また、容器が戻されな

---

\* 中国家用電器協会

い場合、デポジットは払い戻されないため、課税となる。一般的なデポジット制度の効果は、価格の上昇による製品需要の減少と回収率の上昇である。前払い制度とは家電購入時に消費者が家電の価格にリサイクル料金を支払うということである。リサイクル費用の支払い方法に関しては、価格上乗せによる購入時支払いと廃棄時支払い及びその他の方法が考えられるが、購入時支払い方式が環境外部性をすべて内部化しており、またこのことが生産者に対してリサイクル費用を軽減するためにデザインや素材等を変える強い圧力となると考えられることから、私は購入時支払い方式を最善のものとして考えている。以上の分析を通じて、デポジット制度は使用済み家電品の回収量を増加させることを明らかにした。また、前払い制度は、リサイクル費用を内部化し、不法投棄を減らすことができる。以上により、デポジット制度と前払い制度の併用を中心とした中国版家電品リサイクルシステムの構築を提案する。

中国が循環型経済に向けて、リサイクル促進を実現するために、デポジット制度と前払い制度を併用の構築が必要不可欠だと思われる。中国の廃家電品の回収・リサイクルの現状から見ると、デポジット制度と前払い制度の併用政策は現実的で実行可能な方式であると考えられる。本研究では、まず既存の資料や文献をレビューして中国の廃棄物やリサイクル問題の現状やその背景をまとめる。また現地調査を実施して、中国国内の回収ステーションやリサイクル現場などを調査するとともに、廃家電品の回収・リサイクルをケーススタディーとして取り上げ、その特徴とリサイクルの実態を明らかにし、中国の実情に合った家電品リサイクルシステムの構築を提案したい。

論文の構成 この論文は5章から構成され、各章の内容は以下の通りである。

第1章では、計画経済時代では、国による廃棄物が統一回収、管理された。改革開放後、回収・リサイクルに関して統一された基準がないため、市場の混乱等を招いている。この章では、中国計画経済時代の廃品回収システムと改革・開放政策を取った後の廃棄物・リサイクルシステムに関する資料を整理することと現地調査を行ったことにより、回収構造の変化とリサイクルにおける問題

点を明らかにする。

第2章では、中国の家電品の生産と保有量のデータを収集、分析することにより、今後家電品の廃棄量がピークを迎えることが予測できる。また、中国の廃家電品の回収と処理方式、経路の実情を把握した上で、廃家電品処理の問題点を指摘する。

第3章では、EUの「廃電気・電子機器指令( WEEE指令 )」と「有害物質の使用禁止指令案( RoHS指令 )」の内容を明確にする。また、ドイツ、日本における家電品リサイクルのシステムの実態を取り上げ、家電品リサイクル料金の徴収について比較する：ドイツの場合は、家電品の収集・引取り・リサイクル及び処分費用をメーカーが負うことになる(生産者責任)。日本の場合は、廃棄時に消費者が負担する方法である。第4章の提案に繋がる。

第4章では、前3章の研究、分析したことを踏まえ、家電品リサイクル料金の徴収手段となるデポジット制度と前払い制度は中国での適用性を検討することによって、中国の実情に合った家電品リサイクルのシステムを導入することを提案する。第5章今後の課題。

## 中国における中小企業金融について 黒竜江省を中心に

経済学専攻 李志超

中小企業の動向は、一国の経済全体の持続可能な発展と密接に関係している。中国や日本の経済にとって極めて重要なテーマである。中国政府は先進諸国と同様に、高い技術力を持つ中小企業が、活力ある経済構造転換に果たしてきた役割に注目している。特に経営不振が深刻となっている国有企業の改革を進めることによって急増した失業者、一時休業者の再就職の受け皿として中小企業の役割が期待されている。以来、政府関連部門によって、私営企業の大部分を

構成する中小企業の育成に関する施策が矢継ぎ早に講じられ、中小企業の経営環境をめぐる改善が急速に推し進められてきた。しかしながら、中国の中小企業の経営基盤は依然として脆弱である。資金調達は企業経営の生命線であるが、中国では、中小企業は大企業との産業間連鎖構造をほとんど有しないことから、取引先や親会社等による後ろ盾を得ることができないのが実情である。そのため、信用度の低い中小企業が独自で融資を受けることは極めて困難な状況にある。黒龍江省は中国の東北地方に位置し、吉林、遼寧と合わせて、旧東北重工業の基地と呼ばれていた。国有、集団所有の公有制重工業大企業は全省の経済の中でも、大きな割合を占め、黒龍江省の経済に大きく貢献していた。しかし、1978年の経済改革開放以来、国有・集団所有制の大企業は管理体制の混乱、経営者の素質、開発・技術力の遅れ、市場情報収集の不足、製品競争力の低下などの原因により、新たな市場変化に対応できず、経営状況が悪化する一方である。大企業を含め、国有、集団所有制の企業は倒産、売却の窮地に追い込まれる状況がしばしば起きていた。国有・集団所有制の大手企業による黒龍江省経済への貢献度は年々減ってきている。その一方で、中小企業は急スピードで高成長を成し遂げ、同省の経済に占める割合が年々増えつつあり、活発的な動きを見せている。

黒龍江省統計局の統計によると、2005年まで、工業についてみれば、黒龍江省の中小企業数はすでに30万に達している。資産総額はおよそ1600億元、規模以上工業企業の資産総額の36.6%を占めている。中小企業各項目の経営指標は成長傾向にあり、そのスピードは大企業をはるかに越えている。2003までに工業企業に限って言えば、その内、国有及び規模以上非国有中小企業数は2518、全体の98%を占める。資産総額は952億元、年間売上高は551.8億元、利潤は15.5億元である。従業員数は約工業企業全体の約6割を占め、工業生産値は全体の32.08%を占める。黒龍江省の中小企業は経済成長、就労機会、財政収入の増加、社会の安定性などの面において、大きな役割を果たしている。しかし、長期以来、中小企業の発展スピードと比べ、中小企業への融資支援はかなり遅れている。中国人民銀行ハルビン中心支店及び黒龍江省銀行監査局のアンケート

調査によると、約80%以上の中小企業は融資困難の問題を抱えている。中小企業の資金需要は大企業より大きい、大企業に比べ、融資する条件は厳しく、審査する手続きは複雑で、審査期間も長いのである。融資不足の問題は顕著である。

黒龍江省のほとんどの中小企業は融資の問題に困っているのが現実である。中小企業は、社会経済の安定と発展に重要な役割を果たしていると同時に、実際には管理、人材育成、技術など様々な問題を抱えている。その中で特に資金調達の方法は、中小企業にとって不可欠な問題である。黒龍江省の中小企業が大企業に比べて資金調達が難しいのはなぜだろうか。個々の企業をみると、中小企業でも資金調達に不自由していない企業がある一方、大企業でも資金調達に苦労している企業がある。その、資金調達の難易は企業規模の問題だけではなく、企業の経営内容の問題であるという見方もできる。

黒龍江省における中小企業への融資困難の問題を取り上げる背景には、中小企業が黒龍江省の経済において、新しい成長点となり、社会的に大きな役割を果たしていること、中小企業は大企業と比べ、資金調達が難しいこと。この論文では中国の中小企業金融状況を取り上げ、そして、とりわけ黒龍江省における中小企業の融資状況を中心にし、なぜ中小企業の資金調達が難しいかについて考える。そして、こうした融資困難の問題をどのように解決していくのかについて検討する。

本論文の構成は以下の通りである。第一章では、世界各国の中小企業定義を概況し、とりわけ中国と日本の中小企業定義を取り上げ、中小企業に関する定義を明らかにする。

第二章では、中国における中小企業および中小企業金融の現状を取り上げ、生産、雇用などの面から、中小企業が経済全体に対して、どのような役割を果たしているのかを検討し、中国の中小企業及び中小企業金融の現状を明らかにする。

第三章では、黒龍江省における中小企業金融の状況、中小企業としてどのようなものがあるか、黒龍江省における中小企業融資の特徴、黒龍江省の中小企

業金融の主な問題点などについて検討する。そして、なぜ黒龍江省の中小企業は資金調達が難しいか、融資困難の要因について考える。

第四章では、日本における中小企業支援システムを取り上げながら、中国の信用保証制度と比較し、両者の相違点を分析してみる。その上で、中国における中小企業支援システムの不足点について考える。

第五章では、中小企業自身、金融機構と政府の三者の立場から出発し、三者それぞれの改善を図る。そして、日本の信用補完制度を参考し、信用保証機構に対しての再保証制度の構築を中心に、黒龍江省における中小企業融資困難の対策及び提案を検討する。

## 中国における水環境保全政策に関する研究 BOTの導入を中心に

経済学専攻 李 緒魁

本論文では、現在中国における汚水処理公共基礎施設の現状解明を図り、汚水処理事業への民間資金導入を検討し、そこでの問題点を発見し、さらに現在の汚水処理事業における民間資金導入システムと財政システムを検討する趣旨である。

第一章において、1990年から2004年までの中国の下水道管渠、汚水排出量、汚水処理場の推移状況という三つの数値を分析し、そこで、三つのデータとも、都市規模や都市の経済発展状況によって整備されている状況が違い、北京、上海、天津のような大都市では下水処理施設の整備が早い時期からなされ、済南、蘇州、青島のような急速な経済発展を遂げている沿海部都市において現在すでに急速な下水処理施設の整備がなされているのに対し、重慶、鄭州のような内陸部都市には、まだ下水道の整備が十分に重視されていない部分もあるという分析を通じ、現在中国において下水道整備の地域間の格差が経済発展の地域間

格差とは伴っていることをはっきりした上で、現在中国において、污水排出量が増えている一方という背景には、下水道管渠がある程度なされており、污水の収集においては問題が少ないのに対し、収集した污水を処理するための污水処理場の数量はかなり少ないことがわかり、そのような現状を踏まえ、大都市をはじめ、中国の各都市において污水処理場はこれまでにないスピードで建設されていることがわかる。

第二章には、現在急速に建設されている污水処理場のほとんどはBOT方式によって建設されていることを明らかにすると同時にBOT方式が中国においてどのように展開されているのかを概観した。中国政府が污水処理率を大幅に高める方針の下で、財源不足の問題とこれまでの公営企業の経営体制から生じる経営効率の悪化の問題を解決するために、1980年代から世界で応用され始め、1980年代中国のさまざまな公共施設の領域に応用し始めたが、污水処理業界での本格的な応用は2000年以降であり、特に2003年中央政府の污水処理業界へのBOT方式導入の方針が決定される以降、ますます早い加速度でBOT方式による污水処理場の建設がなされている。また、世界中から見ても上下水事業への民間参入は発展途上国に集中し、そのうちに中国における上下水事業の民間参入が抜群に多いこともわかる。中国に実施されている下水処理事業への民間資本参入の方式は基本的にはBOT方式であり、また実際の状況に応じ、TOTなどのBOT方式から発展してきた方式も盛んに用いられている。民間資本参入の活発化の背景には、政府が提唱していることだけでなく、民間資本にとって下水処理事業が新しい投資市場として資本の回収率が高いゆえ、投資が盛んに行われていることもある。

第三章には、実際中国において下水処理事業への民間参入プロジェクトの事例を挙げ、分析を通じ現在の中国におけるBOT方式の下水処理プロジェクトの問題点を指摘する。まず、現在中国ではBOT方式の実施には入札方式を採用されているが、そこには特許権を譲渡する政府側と特許権を取得しようとする企業側の力関係が不均衡で、地方政府は入札の決定や契約の締結には圧倒的な主導権を握り、そこで問題が多く発生する、具体的に議論しているのは、まず一

二つ目の事例において、業績として政府側が求めている高価な契約金額によって、一トン当たりの汚水処理費が上昇し、そこで政府側にとって財政負担が増加し、最終的に市民の負担となり、BOT方式の導入は資金の調達と汚水処理の効率化を図るという最初の目的に反するという問題である。二つ目の事例において、政府側は行政権限を持つ上で、地方性の規制を決定できるという企業側と不平等な地位にあるため、BOTプロジェクトの契約を締結した後も、地方政府の利益が損となる場合、地方的な法律規制を変更することによって、BOTプロジェクトの契約を違反し、そこで企業側の被害のみならず、汚水処理場の経営まで脅かされるというような事態が出現するという問題である。

第四章には、先進国の日本との比較により、中国政府の汚水処理施設の整備においての財源調達と料金設定システムの相違から、現在中国におけるBOT方式の応用に存在している問題を発見しようとする。財源調達において、日本の建設資金は国庫からの補助金と地方政府の事業債からなるのに対し、中国の建設資金はBOT方式の実施によって民間資金を主な財源とする。そこで、日本の料金設定は建設費を回収するために計算によって設定されているのに対し、中国政府の料金設定は相変わらず中央政府の指令型行政によって決められることが多く、なお、低所得層の配慮などによって低額な汚水処理料金体制という旧来の料金体制が相変わらず抜本的な変革を見せず、そこで地方政府にとってBOT方式導入による企業側に支払う汚水処理費を料金から補えず、地方政府の財源にとって大きな負担がある。「汚染者負担原則」を原則としての汚水処理料金の値上げは検討されているのに対し、相変わらず中央政府の縦式の行政指令による料金決定システムは各地方の経済状況に対応できず、汚水処理施設の財源調達を担う地方政府には料金決定権の保有が必要となると筆者は考えている。

## 中国失業問題に関する一研究 若者 特に大学卒業生の就職問題を踏まえて

経済学専攻 黄 淵玉

中国は世界で最も人口の多い国であり、労働力の最も豊富な国でもある。このため、世界で最も雇用問題に悩まされているのも中国である。中国の労働力資源は世界の25%を占めているのに対し、国内投資額の割合は4%にも達していない。十数億の人口を養うことが中国経済長期発展の最大任務だとしたら、世界の四分の一の労働力の雇用問題を解決することは、中国経済にとってその次に重要な任務だと考えている。

近年、中国の市場経済化の推進に伴い、企業の倒産、合併によって失業率は常に上昇傾向に呈している。中国政府の公表によれば、都市部失業率(出所:新華社通信2005年7月19日)は1993年に3.1%,2001年に3.6%,2003年に4.3%,2004年に4.2%で(2005年6月末4.2%)低い水準にとどまっている。しかし、OECDの研究によると、中国都市部だけの失業率は8~9%ある一方、中国農村部の流動人口と都市部の一時帰休者が含まれていなかったため、実際の失業率はすでに二桁にのぼったのではないかとされている。中国の国内失業率が増加している事実は中国の経済発展に大きなダメージを与えるだけでなく、中国の政治安定と社会安定を揺るがしかねない要素となる。一方で、失業問題の解決は中国の国内総生産を更に押し上げることができ、より一層安定した社会、経済環境の下で、国民生活の質の向上と持続可能な経済発展の実現につながる。

中国の失業問題は昔から存在しており、正式に取り上げられたのは改革開放を打ち出した後のことである。改革開放前は、中国政府は、国有企業を通じ、都市部の労働者の雇用を保証してきた。しかし、改革・解放政策に転換し、80年代半ば以降、国有企業は市場経済に適合した近代的な企業に転換させてきた。しかし、需要を十分考慮しない生産や採算意識の低さなど経営の問題に加

えて、過剰な雇用と社会保障負担(従業員の雇用のみならず、住宅、医療、教育、年金など)の大きさが経営を圧迫するようになった。

こうした課題を踏まえて、98年政府は抜本的な構造改革を目指し、行政改革、金融改革、国有企業改革の3大改革に取り組み、3年で解決すると宣言した。この時期から、中央政府は、国有企業の存在意義を、都市部雇用維持から収益確保へと転換し、収益が改善できなければ、幹部の更迭、大量の人員削減もやむなしという立場を取り始めた。この結果、国有企業全体の雇用数は、95年の1億1261万人のピークから2001年9月末には7953万人まで減少した。特に98年には1年で1986万人もの雇用削減を行った。更に、WTO加盟は市場メカニズムを通じ、非効率な産業・企業に淘汰を含むリストラクチャリングを促すという調整過程を経て、経営資源をより成長力の高い産業・企業に集中させ、中長期的に経済効率化による成長の果実を期待するものである。ただ、そこに至るには相応の時間を要する。その間、失業者数が増加する一方、研究機関要員、高付加価値サービス要員など、高給を得る人々も増える。この結果、所得格差拡大に伴う失業者・農民の不満が広がるリスクも高まるであろう。

このような中国失業率が深刻化する中で、国营企業改革や経済改革により解雇される若年労働者が多数上っている。例えば、2003年の都市部における(登録)失業者のうち若年者が51%を占めている。若年雇用問題は、農村部から都市部へと大量に流入する若年労働者の失業問題、国营企業などから解雇された若年失業者問題、就職が困難な大卒生の3つに分けることができる。その中でも筆者が目じたのは、大卒生の失業問題である。1999年に始まった高等教育大衆化により、中国の高等教育は急速な拡大を遂げた。2003年、大衆化後に進学した4年制大学生が初めて卒業を迎えた。当年の大卒者数は前年度より67万人増(46%増)の212万人に達した。2004年には280万人でその増幅は32%に落ちたにもかかわらず、増加の人数は前年にほぼ匹敵する68万人である。更に2005年には338万人(前年比58万人増)、2006年には413万人(前年比75万人増)という高い数値を維持している。こんな大卒生が急増している中、就職率は2003年卒業直前までは50%(春に流行したSARSの影響もあり)にとどまって、9月になっ

てようやく70%に上昇したものの、当年度末就職の大卒者数は63.6万人にものぼった。2004年度の就職状況は、2003年よりやや高めの73%に達したにもかかわらず、大卒者が280万人もいるため、未就職者数は75.6万人という大規模なものだった。従来、中国就職市場の寵児だった大卒者が、未曾有の就職難に遭遇し始めたのであった。大卒者の失業問題は今手をうたなければ、ますます増え続けていく大卒者の失業問題は中国の経済成長と社会安定に影響するであろう。

そこで、本論文では中国がなぜ高い経済成長率を維持してきたにもかかわらず中国国内の失業率が年々増加し続けているのか、中国失業問題の根源はどこにあるかを突き止めて、中国の若者の就職状況の中で大卒者の就職状況、原因、対策などを通じて、中国現状にふさわしい解決案を提出したいと考えている。

結論として中国の失業問題を解決するには、以下の7点が必要であると考えている。

1. 中国の国有企業改革の続行。
2. 中国社会保障制度の更なる充実と着実に遂行すること。中国の失業問題の解決は国有企業改革の前提となっている上に、中国経済、国民生活と密接な関係があり、社会の安定にも極めて大きな影響がある。就職と失業問題は中国の21世紀初期における経済発展の上で最大の問題になる。国有企業の改革を成功させ、社会の安定を維持するためには、リストラされた後の余剰人員を再就職させると同時に、失業保険、医療保険、年金保険などの社会保障を機能させることが重要である。社会保険制度と国有企業改革は、お互いに制約し、促進している。前者は後者の改革を成功させる「お守り」であり、健全な社会保障制度こそが改革をバックアップすることができる。逆に、社会保障制度そのものは、すべての被保険者及び被保険者を雇っている企業の支えがなければ、制度自身を存在させることは難しい。
3. 中国教育制度とシステムの見直しと重視すべきこと。さらに、本研究を踏まえて、私としては以下の点を加えたいと考えている。
4. 中国地域格差、所得格差の是正。まず、賃金の上昇率の抑制政策であるが、現在の中国事情では、経済発展は続けているが所得格差、貧富格差も深刻化

し続けている。特に沿岸都市部と内陸農村部の格差が激しく、対立傾向に呈している。それを解決しない限り内陸農村部の人々が高い賃金格差の誘惑で、どんどん都市部に押しかけ、もともと厳しい状態下にあった都市部の雇用事情を更に圧迫し、益々解決するのは難しくなる一方であると考えている。

5. パートタイム労働者の雇用にもっと積極的に力を入れるべきこと。パートタイム労働者の雇用促進であるが、周知のように、中国は市場経済に転向する以前にはパートタイム労働者という概念がほとんどないに等しい。そして市場経済になった現在、歴史が浅く、特に「4050」層はそれを受け入れられるかどうかの問題である。しかしながら、先進国の事例から見るとパートタイム制度が失業問題を解決するためには非常に重要な役割を担っていることが間違いないのである。特に中国のような人口の多い国で、平均消費力不足のためもともと先進国で大量の雇用を作り出して、失業問題の解決の鍵を握っている第三次産業においても中国ではすでに遅れている。そのためにパートタイムを広範に推進し、より多くの人々が収入を得て、より多くの人に消費をさせて、第三次産業の活性化につながっている一方で、より多くの雇用機会も作り出せるかと考えている。

6. 中国新生労働職の雇用政策を重視すべきこと。特に新生労働力(「2030」の若者)、「4050」のレイオフ者に対して、先進国のワークシェアリングの中の賃金上昇率の抑制政策、パートタイム労働者の雇用促進とイギリスと中国の政策とを比べるとそれは今まで中国の失業問題対策の中で一番手薄いところだと思う。しかも、近年の中国でも先進国と似たような問題も生じてきた。それは就職しない人(パラサイト、フリーター、ニート、傍老族)とミスマッチで就職できなかった人である。若者に失業手当を支給するのは中国ではできないが、若年就職者に対してアドバイスをしたり、履歴書の作成の仕方や就職時の交通費の補助と期間を過ぎた若年失業者に対してボランティア部門の就労や職業・教育再訓練などができると考えている。

7. 中国の大卒者については政府、大学、求人企業及び大卒者が共に大卒者就職の問題に立ち向かうこと。

## 人民元切り上げ問題についての一考察 中国経済に及ぼす影響

グローバル・ファイナンス専攻 王 娟

21世紀に入って、全世界の経済は持続的に低迷して、不景気で、たくさんの西側諸国はデフレの巨大な圧力に直面している。いくつかの先進国の状況と相反したのは、中国の経済は持続的に急速に成長している。国際収支の黒字と増加し続ける巨額の外貨準備高は人民元の切り上げを求める直接の原因になる。

人民元の切り上げ問題は国際経済の中心的テーマの一つになっている。「世界の工場」を自他とも認める中国の安い商品が世界に浸透し、緊急輸入制限(セーフガード)や貿易赤字などの問題を引き起こしている。その原因としては、米国では中国に最大の貿易赤字相手国になり、国内製造業が切り上げを求めている。これは、かつての米国の日本に対する円高要求・市場開放を求めた構図と似ている。今後の米経済の動向や対中貿易赤字の拡大ペース次第では、中国の対米貿易摩擦が強まるおそれがある。人民元は米ドル相場に事実上固定するペッグ制を採用してきた。ペッグ制は固定相場制ともいい、為替相場の変動を、固定もしくはごく小幅に限定する制度である。中国政府は人民元相場が8.27-8.28円/1ドルの狭い範囲に収まるように市場介入している。中国の産業発展によって、米国の2002年の対中国貿易赤字は1000億ドルを突破するなど不均衡が拡大しており、米産業界特に製造業と繊維産業は中国の外国為替レート対策に対しての不満が高まっている。アジア通貨危機当時、人民元の安定(切り下げないこと)は各国が求めたものであったのに対して、現在の人民元の安定(切り上げないこと)は国際社会から批判の対象となっている。

外国為替市場では、中国の輸出拡大につれて、人民元の切り上げ観測が流れ、人民元の上昇圧力が強まっていた。中国人民銀行が対ドル相場固定のため「ドル買い人民元売り」の介入を続け、中国の外貨準備高が2006年2月には日本を抜

いて世界一になっている、2006年10月末で1兆ドル(約118兆円)の大台に乗った。景気が過熱するなかで、人民元の流通量が増えてインフレ圧力を抱えていた。インフレとはモノの値段が上がり続けることである。インフレーションを略してインフレと呼ばれていて、インフレにより通貨の価値は低くなる。それに対して中国の中央銀行にあたる中国人民銀行は2005年7月21日夕、94年以来、約11年半ぶりに人民元の為替レートを1ドル=8.28元から1ドル=8.11元に切り上げると発表した。切り上げ幅は2%。あわせて、米ドルのみに連動させてきた現行制度を見直し、ユーロや円も含めた複数通貨の動きを参考に調整する制度への切り替えを21日から実施した。小幅に実施された切り上げ幅では、ほとんど影響はないと言ってもよい。自動車メーカーやアパレル、食品メーカー、総合商社、機械メーカーなど、人民元の切り上げで経営戦略を大きく変えたという企業はほとんど見られない。実は人民元の切り上げがどのように行われるべきかについては、人民元レートは30%程度切りあがることが望ましいとしても、一抛に大幅なレート調整を行ったり、直ちにフロート制度に移行したりすることは望ましくないとし、大幅なレート調整が中国経済や周辺諸国に及ぼす悪影響に懸念を示した。その一方、人民元の切り上げする問題に対して、デメリットとメリットの両方から深く分析しなければならない。人民元は価値が上昇していくことはいくつかの方面からみれば、確かに中国の経済に一定の促進作用を持っていくことができると考えられる。そのうえで、適切な時期に、適切な切り上げ幅で段階的に実施することが肝要だと考えられる。為替レートを小刻みに柔軟化させつつ、徐々にレートの切り上げを行っていくことが望ましいとした。

以上のように、人民元の切り上げは世界経済に多大な影響を及ぼす問題で、とても複雑な要因が絡んでいる。中国ならびに先進諸国の為替政策はとても重要なテーマなので、本論文は人民元の切り上げ及び中国経済に及ぼす影響について研究していきたいと考えている。

本論文の目的は以下である。

1. 一般論として為替レートの決定理論について分析する。

2. 世界各国が人民元切り上げを求めるようになった原因を分析する。
3. 「外国為替取引センター」が設立され、公定レートとセンターレートは為替取引センターの市場加重平均レートに一本化された1994年から現在に渡っての人民元の変動を分析する。
4. 中国の人民元の小幅切り上げと、長期から切り上げの影響を見つつ、中国国内経済にどのような影響(デメリットとメリット)を与えるのかを本論文の中で分析することである。
5. 人民元の将来性について分析する。

以上の目的のために主に国際収支と、為替の需給を廻って論議する。

本論文の構成は以下である。第一章の始めでは、本論文を書くようになった切っ掛けと、目的について述べる。第二章では、本論文を書くための経済理論である為替理論と、国際収支説、購買力平價説、アセット・アプローチ、為替心理説について述べる。第三章では中国の人民元レートの変動歴史とその現状について述べる。第四章では、中国人民元が切り上げを求められるようになった経緯と、中国が人民元の切り上げに動きが鈍い理由について述べる。第五章では人民元の切り上げによる影響・中国に進出している外資企業と、国内輸出に対しての影響とGDP・外資投入・輸出からみる中国経済への影響、また人民元の切り上げによるメリットについて予測を分析する。第五章の最後はまとめとして、人民元の固定相場制の利、欠点とクローリング・ペッグの提案と将来の展望について述べる。

## 日本の会計基準への包括利益制度の導入に関する一考察

グローバル・ファイナンス専攻 大橋 敏成

企業活動、資本市場のグローバル化が進み、世界的に統一化された会計基準の必要性が高まっている。現在、IASBとFASBはさまざまな共同プロジェクト

に取り組み、各国の会計基準設定主体と連携し、会計基準の国際的な収斂を目指している。会計基準の国際的収斂の動きにあわせて、日本においてもさまざまな新会計基準の導入や改正がなされてきた。そして、それらの会計基準によって貸借対照表の純資産の部に純資産直入される項目が出現した。このような処理は、資本取引による株主の払い込みや払い出しがなかったとすると、損益計算書で計算される期間損益と、貸借対照表の純資産の一会計期間における増減額が一致するというクリーンサープラス関係を崩すものである。このようなクリーンサープラス関係を崩すものは財務諸表の利用者の理解可能性を損なうことになるとして問題となっている。

米国等においても、さまざまな会計基準の導入や改正によってクリーンサープラス関係を崩す状況が生じていた。このような問題を是正するために包括利益制度が導入された。この包括利益制度は、米国やIASBにおいてはすでに導入されているが、日本にはなじみのない制度である。そこで本論文の課題は、包括利益、純利益の有用性について検討し、日本における包括利益概念の位置づけや導入について考察することである。本論文では、包括利益概念の出現から諸外国における展開・報告様式を概観している。その後、純利益の有用性を確認し、日本への包括利益制度の導入について検討している。

ASBおよびIASBはリサイクリングを行わないため実現概念に基づく純利益を否定し、包括利益を業績指標とするべきであると主張しているが、はたしてその主張は妥当であるのか検討を行っている。IASBでは純利益の開示を禁止する論拠として包括利益は純利益よりも有用である。純利益は経営者に操作されるため信頼性が乏しいなどの論拠を挙げている。包括利益は純利益よりも有用であるという論拠に対しては次のようなことがいえる。すなわち、純利益は実現を満した事後的な業績測定値であると考えられるため、事前の期待を事後に修正し、新たな期待を形成するためのフィードバック価値を有している。一方、包括利益は予測価値を有しているが、実現というフィルターをとおしていないため、フィードバック価値を有しているとはいえないであろう。その点からすると、包括利益は投資意思決定において有用な情報となり得るのかとい

うことに疑問が残る。

純利益は経営者に操作されるため信頼性が乏しいという論拠については、逆に、経営者が操作できるため、有用性を持つということも事実であろう。そのような論拠は、利益操作が可能な環境あるいは国では、利益情報の有用性は低いという直観に基づいているが、その通念はあまりにも短絡的であり、検討すべき問題が数多く含まれている。たとえ利益操作がなされたとしても、それによって利益情報の有用性が低下するとは断定はできない。利益操作をとおして、経営者の業績見通し等の内部情報が顕示され、それが投資家にとって新情報であれば、むしろ利益の情報内容がより豊かになり、有用性が向上する可能性も否定できない。そのように利益操作が利益情報の価値を高める点については、多くの実証研究で明らかにされている。利益操作がもしも害悪であるなら、投資家がそれを知ったとき、企業評価を引き下げればよい。それが経営者にとっては一種のペナルティーになるはずであり、そうした否定的反応を予測することが、経営者に対して利益操作の抑止効果となるはずである。もっとも、経営者に無制限の自由を認めることが、利益情報の有用性の向上をもたらすわけではない。内部情報が会計情報に反映されているとしても、不確実性やノイズが大きすぎれば、投資家にとっては有用ではなくなってしまう。やはり、企業経営者に対して一定の制約が必要であり、ある種の情報を強制的に開示させることも必要であろう。経営者の意図は無制限に是認されているわけではないにもかかわらず、それを排除するという非現実的な考え方に基いて純利益の開示そのものを禁止することには疑問を感じざるを得ない。

以上のことから、包括利益制度の導入の必要性は増しているものの、純利益の有用性は明らかであり、もし日本にも包括利益制度を導入するのであれば、リサイクリングを行うことによって当期純利益の有用性が維持される米国型の包括利益制度を導入するべきである。

## 中国における預金保険制度導入に関する一考察

グローバル・ファイナンス専攻 何 勇

近年、中国の国有企業の赤字が深刻で、債務対資本の比率が80%以上にも達している。これに対応して、銀行の不良債権の比率もますます悪化し、国有銀行も赤字の段階に突入した。このため、内外の経済学者と投資家の多くは、中国の改革と高成長に対してますます疑いを強めている。すなわち、中国の銀行の不良債権問題は東南アジア諸国より深刻であり、東南アジア諸国が金融危機と経済危機に陥ったことは、同様に中国も危機に陥ることを意味するのではないか、という意見が行き渡っている。

さらに、1998年から、中国政府は拡張的な財政政策を採用し、財政赤字の拡大、政府債の増発などの手段によって、インフラに対する投資を拡大してきた。政府債の増発は、中国経済が金融危機に陥る懸念を高めている。一方、銀行の不良債権の問題は以前からすでに存在したにも関わらず、中国経済は依然高成長を遂げているため、近いうちに金融危機に陥る恐れはまったくないと主張する人も少なくない。このように、中国経済が「金融危機」に陥るかどうかをめぐって、様々な議論が交わされ、もはや世界中に注目されている問題の一つとなっている。

アジア金融危機が誰も予想しなかったスピードと範囲で拡大し、東アジアの実体経済に深刻な影響を与え、さらにはその後ロシアや中南米にも飛び火した。このことは戦後の国際経済システムそのものが、新たな挑戦に直面していることを示している。金融システムは信用面や資金決済面から経済取引をインフラストラクチャーであり、国民経済が健全な発展を遂げるためには、その安全性を欠くことができない。それゆえ、ほとんどの国においては、監督規制を通じて金融機関資産の健全性維持が図られているほか、金融危機の発生に備えて中央銀行による最後の貸し手機能や預金保険などといったセーフティネット

が構築されている。グローバル化という金融環境の変化を背景として金融機関の業務が多様化・高度化するなか、金融機関を取り巻くリスクも多様化している。金融機関は預金を受け入れ、決済システムへ関与するために、預金者と借り手の間の仲介機関としての役割を果たしている。決済において重要な存在となっている。金融機関はリスクを引き受け、リスクを管理している。その性質上、銀行は何よりも流動性の問題と支払う能力の問題に脆弱性を持っている。金融機関経営者においては、自己資本の充実や各種リスクの適切な管理に積極的に取り組む必要がある。ある銀行が破綻した場合、債権・債務関係を通じて銀行システム全体へ波及し、多くの銀行が連鎖的に流動性不足の状態に陥る。さらに、信用仲介機能が低下し、金融・為替市場や決済システムが混乱するなど、いわゆるシステムミックリスクが顕現し、金融システム全体として正常に機能しえなくなる。

預金保険制度は、銀行が破綻したときに預金を保護し、金融システムの安定を図る制度である。この制度は19世紀前半に米国で生まれ、独特の発展を遂げたものであった。金融の自由化・グローバル化の進展と金融危機の多発に伴って、現在では80カ国に導入されているに至っている。現在、中国の銀行制度には、預金保護制度といった事後的な救済制度が存在していない。しかし、国有商業銀行は「国有」であるために、その預金は国の信用によって保護されると市場において信じられており、実質的なセーフティネットが存在しているとされる。従って、国有商業銀行の経営状況に関わらず、預金者は信用リスクに対し関心が低い。将来的に国有商業銀行の改革が行われるなかで、政府の銀行経営に対する介入が排除されるであろうということを踏まえて、銀行監督強化とともに事後的なセーフティネットを以って銀行取り付けといった危機を未然に防ぐことも検討されるべきであり、今後の中国の持続的経済発展にとって、金融の量的拡大のみならず、金融諸制度の拡充と質的改善が極めて重要であり、とりわけ預金保険を含む金融セーフティネットの整備・強化が喫緊の課題となっている。本稿の目的は預金保険制度が預金者の保護および金融システム安定の保護にどんな役割を果たすのかということをも明らかにして、将来、中国金

融システムにより相応しい預金保険制度はどんな制度が望まれるのかを考察することである。

論文の構成は、第1章では日中両国の金融システムの歴史と変遷を概観する。第2章では、過去に日中両国における最大の社会問題としての不良債権の形成及び解決プロセスを明らかにする。第3章では日本の預金保険制度の概要を中心に、アジア主要国の預金保険制度と比べながら、預金保険制度の機能と役割を考察する。第4章では中国金融システムにより相応しい預金保険制度はどのようなものであろうか、また、アジア諸国の預金保険制度の導入に関して、どのような経験を鑑みることができるのかを検討する。

日本と中国は経済体制が異なるが、金融システムの共通点がたくさんみられる。両国は間接金融が大きくて、公的金融が共に存在する。不良債権の問題は日中両国に一番大きな社会問題として取り扱われていた。しかしながら、両国の不良債権の形成が異なる。日本では過熱投資を背景に金融引き締め政策が講じられ、不動産や株価が下落して大量の不良債権が発生した。これに対して、中国では国有銀行から国有企業に融資することが経済発展に重要なウェートを占めている。企業統治が欠如しており、今日の中国の経済発展に阻害をもたらした。中国政府は不良債権を解決するために莫大な公的資金を注入したが、不良債権の問題は実に根本的に解決されていないといえる。中国金融システムは歴史上の問題で、国有企業では経営赤字の場合にも責任を負う必要がない。日本の企業では最大の利益の獲得を目的にするが、中国の多くの企業では国家の指示に従うだけであった。中国の経済は改革開放してから目覚ましい発展を遂げている。国は徐々に退出して、経営権は企業が自らコントロールすることになりつつある。

## 日本における地方銀行の将来性に関する一研究

グローバル・ファイナンス専攻 顧 紅艶

「銀行に将来性はあるか否か」という疑問に対し、私は銀行の中で、とりわけ地方銀行に注目してこの疑問に取り組んだ。なぜ大手銀行ではなく地方銀行なのかここで簡単に説明したい。現在地方銀行は全国に64行あり、全国地方銀行協会HPの冒頭には地域とともに発展する銀行と記されている。地域に密着している企業、つまり中小企業は日本の企業数の実に90%以上を占めており、企業の大半は中小企業から成立していると言える。そこで企業の大半を占める中小企業の業況が良くなることにより日本の経済全体が活性化することとなり、その中小企業に各地域の地方銀行が効果的に資金供給を行えば共に成長でき、将来性があるのではないかと考えた。

一方で、大手銀行は主に国際取引の多い大企業を相手に融資を行っているが、大企業は事実上の倒産の状況をかえっても産業再生機構によって不良債権化する事を免れることができる。連鎖倒産、不良債権の増大を防ぐという点で、大企業の規模が大きいほどに産業再生機構が再建に乗り出す可能性は高い。よって大手銀行は融資する際の貸し倒れのリスクが軽減され、財務面に最も着目した融資を行うことが効率的であると言える。しかし中小企業に融資を行う地方銀行の場合には話が変わってくる。中小企業を大企業と同じように財務面だけで判断して融資を行うことには矛盾があるからである。地方銀行は財務面からだけでなく、地域に密着して、その地域の中小企業の本質を見極めた上で融資を行わなければならない。もちろん大手銀行と大企業の関係にもそれは必要である。しかし、いつ抜け出せるか解らない長いデフレスパイラルの中で、地方銀行は相次いで破綻し厳しい状況にある。そんな厳しい状況の中で、生き残りをかけて更に高い壁を乗り越えなくてはならない地方銀行にどうすればいいのか考えなければならない。それでは、以下に論文の流れを説明したい。

まず第1章では、銀行の存在は社会でどんな役割を担っているのかを検証する。銀行の重要性を強調したい。銀行の基本的機能は4種類ある。それは、貯蓄手段の提供機能(預金の受け入れ)、資金の供給機能(資金の運用)、信用創造機能(資金通貨の創出)、資金決済機能(支払手段の提供)である。このうち、と の機能は、これを一体化して、資金仲介機能と呼んでいる。銀行には固有の機能があり、その機能を効率的に発揮することによって国民経済の発展に貢献しているから、なくてはならない存在である。そして、経営を維持するために、その収益性を要求するので、収益の源泉を求める。

第2章では、バブル崩壊以降の日本経済は長期に渡るデフレに陥っている。その中で銀行、企業を取り巻く金融環境は大きく変化し、理屈の上では合理的な施策が多数取り入れられている。しかし、実際には矛盾の多いものばかりで、返って企業の資金繰りを困らせ、営業や投資活動を鈍化させている。では、果たしてどのような施策が、どのような影響を与えているのかを検証してみる。

第3章では、バブルの時期に株式や土地などへの投資を経験した日本人は多い。しかし、バブル経済のもとでは右肩上がりの経済成長と価格上昇が期待されたため、「自分にとって一番よい投資は何か」ということはなおざりにされていた。これでは資産運用サービスとは言えず、その意味で、バブル期においても本来の資産運用サービスに対するニーズは顕在化しなかった。また、日本経済が緩やかな成長軌道に乗って、資産運用サービスを上手に利用することが、生活を豊かにすることにつながる時代が到来しようとしている。また一方で、低金利が続いたことで、預貯金以外の投資手段に対する関心が高まりつつある。

第4章では、地方銀行の経営理念は地域とともに発展していくことである。地方銀行の現状を検討する。リレーションシップバンキングシステムの機能強化は地域経済の活性化を進めることによって不良債権をなくすために考えられた。現段階では順調に各地方銀行がこのプログラムに取り組んでおり、これからもさらに積極的な試みがなされると思われる。このプログラムにより、中小企業との関係が強化され、さらに地方銀行全体の経営が改善されることが期待

できると考えられる。地域において中小企業貸出を中心としたオーソドックスな銀行業務を営む地方銀行にとっての最大のリスクは信用リスクである。地域経済の状況が芳しくない今日、信用リスク管理の高度化は地方銀行にとって急務の課題であると言える。地方銀行界では、平成16年12月、信用リスク情報に関する共同データベース、地方銀行共通の財務スコアリングモデル、信用リスク定量化エンジン、の3機能を中心とする共同システムを開発し、その運用を開始した。本システムを核とした「信用リスク情報総合サービス」(CRITS)の活用によって、今後、地方銀行の共同の信用リスク管理高度化対応が進展することが期待される。各種リスクを総合的に把握して、それをコントロールしていく必要がある。

第5章では、経済のグローバル化、情報化、消費者意識の変化等に伴い、企業の社会的責任(CSR)をより広い視野から捉えなおすことが重要であるとの認識が高まり、国際的にCSRのあり方が議論されている。今、銀行界は厳しい競争環境にある。競争に負けてはならない。勝ち抜くためには、地域社会との共存共栄を実現するために取り組んでいる地方銀行の中で、例として滋賀銀行を紹介する。銀行の収益を上げるため、預貸業務、国際業務、証券業務、手数料業務それぞれの向上策を考えた。企業は銀行との関係がなければ経営を存続させることは不可能であり、経営において最も重視すべき関係なのである。そして銀行も中小企業も、それぞれが抱える互いの問題を協力して解決しようとする動きが業界全体で起きている。融資制度の改革をしようと強調する。

終わりに、地方銀行は、地域の顧客との金融取引を通じて収益を確保するとともに、地域社会から得られた収益を地域における産業の育成・振興はもちろんのこと、雇用面やさまざまな社会貢献活動などを通じて地域に還元しなければならない。自らの経営基盤である地域経済のいっそうの発展に資するという形で、地域社会との共存共栄関係を構築していく。経営者は責任感を持って、リスクを取りながら、積極的に信頼関係を築き、その信頼関係の上できちんとした審査を行い融資できるか否かを決定すべきであるということである。銀行は顧客、つまり借り手である中小企業の存在を常に意識し、地域の中小企業と

共に成長していく姿勢で経営を行えば地方銀行は将来性があると考えられる。

## 中国株式市場における非流通株の改革と展望

グローバル・ファイナンス専攻 蔡 焯

はじめに 中国本土の株式は、非流通株と流通株に分けられる。A、B、H株など市場に流通している株式と、国有株や法人株など流通していない株式である。現在、市場経済の発展に伴い、中国株式の非流通株改革(非流通株を流通株に転換すること)が2005年から本格的に開始され、2006年10月23日現在約80%が流通株に転換されている。改革は、2006年末までにほぼ終了する予定だったが、そのほとんどはA株に転換しており、改革後の銘柄はG株と呼ばれている。

流通株と非流通株の違いは単なる流動性の問題ではなく、株主権利や1株当たり評価額にも大きな差がつけられていた。また、IPOは実質的に大手国有企業のみとし、発行枠に対する規制も厳しい。流通株は恒常的に供給されていても、情報の非対称性を背景に投機的な取引による株価つり上げが容易に行われるとも言われる。しかし、つり上げられた株価で上場当初の企業の純資産で換算した非流通株を市場に放出されると、割高で購入した流通株主(主に個人投資家)は、株価下落による損失が大きいと予想したため、非流通株の放出(流通させること)に対する抵抗感が強かった。上場企業の株主全員(特に弱い立場にある個人投資家)が受け入れられる解決案で株式分置問題を速やかに解決することは、中国の株式市場を機能させる緊急課題であった。この問題の最終解決に至ったことには、株式市場での上場は国有企業を延命させる目的ではなく、市場経済に活躍できる企業を育成する目的で促進していくべきであること、IPOによる資金調達は、公正・公平・公開(「3公原則」)の下で行い、すべての投資家に対し株式関連情報を提供すべきであること、株式発行及び上場に関する透明化を促す制度的な見直しが必要であること、不正を防ぐ法整備が緊

急課題であること、などのコンセンサスがあった。

今後、中国経済体制の改革によって、非流通株の改革による国有企業及び株式市場への影響や換金性の付与によって、国有企業の事業再編や海外からの企業投資が活性化するか(M&A等)どうかなど、今後の新たな課題に浮上している。

各章の要点 第一章では、中国の株式会社制度と、社会主義的所有である公有制との結合という観点から中国の非流通株の構成を分析し、明らかにする。まず、上場企業の株式を国有株、法人株、個人投資家株のように投資主体によって分類する。ついで、株式制度と国有資産管理に関する主要な法令に基づいて「非流通株」と「流通株」との違いを整理し、明らかにする。そして、株式の譲渡制度(特に国有株の譲渡制度)により、公有制維持と私有化防止をはかるための原則を明らかにする。

第二章では、主として中国の非流通株はなぜ「問題」になったのか、当時の政治面と関連の立法(公司法・証券法)からその原因を探し出す。中国政府はなぜ「しばらく停止する」と言いながら、すでに明らかになってきた非流通株問題の累積を長期に放置したのであろうかという原因も分析して明らかにする。また、その結果により、株式市場や上場企業の経営、国有資産の管理運営にどんな影響をもたらしたか、について検討する。

第三章においては、2005年から始まった中国非流通株改革の現状と解決方式について述べる。2005年4月29日、政府は中堅企業4社(第1弾)を対象に非流通株問題の解決へむけた改革を実施し、同年6月17日には対象をさらに42社(第2弾)に拡大することを発表した。本章では、試験改革第1弾対象企業の金牛能源のケースと、全面改革第2弾対象企業の上海汽車のケースについて説明し、それぞれの特徴を明らかにする。両者とも国有企業であり、持株会社を通じた迂回所有、ならびに支配株主から一般株主に支払われた対価について述べる。両社とも不十分ながら支配株主の持株比率を一定以上にする枠組みが存在していた。非流通株の制度は国家の代理人に上場企業を所有させるための重要な枠組みであって、今回の改革はその枠組みが消失するということになる。しかし、

個別的に持株会社の持株比率を維持する対策を立てており、今回の非流通株改革が直ちに持株会社の支配力の喪失に繋がるわけになるかどうかについて検討する。

第四章では、非流通株の改革を実施した後(第1弾と第2弾)、中国の証券取引所(上海、シンセン)のデータに基づいて市場の反応を述べる。また、非流通株の解決に伴って、国有企業の事業再編や海外からの企業投資の活性化に繋がるかどうか、さらに関連法令制度の改善など、新たな課題を分析する。確かに、これまで80パーセント以上の非流通株が流通株に転換されたが、将来にわたって完全な解決に結果するかどうか、その可能性を検討する。

## 法人税制改革の再検討 キャッシュフロー法人税の可能性と課題

グローバル・ファイナンス専攻 嶋本 功範

本稿は、法人税法の課税ベースに関する研究である。現状の法人税制は、所得を課税ベースとした税制となっている。1980年代以降の税制改革において、所得をベースとするか、それとも支出をベースとするかということが、所得課税の問題の中で議論され、法人課税の問題においても、同様の議論が行われ、その中で、キャッシュフロー法人税が注目を浴びた。従来、法人課税において、所得をベースとするか、支出をベースとするかについては、宮島洋(1986『租税論の展開と日本の税制』)や、木下和夫・金子宏(1995『企業課税の理論と課題』)等の著作で取り扱われてきた。そしてキャッシュフロー法人税は、課税ベースとして支出を選択した場合、支出税の補完税として役割を果たすと考えられている。さらに、キャッシュフロー法人税を実際に導入した場合に、どのような課税ベースとなり、どのような税率になるのか、キャッシュフロー法人税の実行可能性とその試算、推計について田近栄治・油井雄二(2000『日本の企業

課税』, 山田直夫(2006)『キャッシュフロー法人税の課税ベース』等が, 企業の財務データを基に試算, 分析を行っている。しかしながら, 田近・油井(2000), 山田(2006)等の分析は, 東証一部, 二部上場企業の有価証券報告書を試算のデータを用いて, 上場している大企業について実証的な分析を行ったものであった。本稿では, 田近・油井(2000), 山田(2006)等の分析を基にしながら, その試算を中小・中堅の企業に適用した場合, どのような問題が起こってくるのかを実証的に研究することを通して, キャッシュフロー法人税の可能性と課題について検討するものである。そして本稿における研究成果を先取りして簡潔に要約をすれば, 以下の通りである。

本稿では, キャッシュフロー法人税の試算において, これまでの研究では大企業を主に試算対象としてきたところを, 中小・中堅企業にも裾野を広げて試算を行った。田近・油井(2000), 山田(2006)等が, 東証一部, 二部上場企業の有価証券報告書を試算のためのデータとして使用したのに対し, 私は, 未上場であることが多い中小・中堅企業の財務データを調べるために, TKC全国会が発行している『BAST TKC経営指標』を用いて, 試算を行った。その結果, 大企業の場合と同じく, 中小・中堅企業の場合もRベースの変動が投資の波と関連していることが判明した。また大企業以上に年毎の中小・中堅企業のRベースの変動率が高いことも判明した。また, 試算した結果, 各業種のRベースの格差が激しいことが明らかになり, 業種ごとのバランスの取れた税制を構築しようとする, また金融取引などの租税回避などを規制しようとする, その両方が租税の複雑化に繋がっていくと考えられる。これまでの先行研究の中で, キャッシュフロー法人税が簡素であると言われてきたが, 今回の研究結果を見る限りでは, 本当に簡素なのか疑問の残るところである。

そして今回の研究において, 国の基幹税として大きな位置を占めている現状の法人税とキャッシュフロー法人税においても現状と同程度の税収入を保つためには, 大企業だけでなく中小・中堅企業においても, かなりの高税率を設定しなくてはならないことも判明した。但し, 10年間を通して平均的に見たときには, キャッシュフロー法人税の税率は30%程度となり, 現在の法人税の基本

税率と同程度の税率になった。以上のような問題意識と研究課題をふまえて、本稿では以下の構成で叙述を行う。

第1章では、課税ベースの問題を、日本の法人税制の問題点を考察し、OECDの見解なども取り入れつつ、検証する。また、シャープ税制の変遷を見ていく中で、現状の法人税制が抱える問題点について、シャープ税制の視点から読み解いていく。シャープ税制の変容を、現状改善の方法としてキャッシュフロー法人税導入の可能性を探りつつ、税制改革論議をどのように展開していくかを考察する。

第2章では、法人企業の課税の実態について、中小・中堅企業を対象にして、キャッシュフロー法人税を実際に導入した場合のシミュレーションを行い、全業種や業種別に分析を行う。この結果から、法人税制における課税ベースの問題を是正する糸口として、キャッシュフロー法人税の可能性を探っていく。

第3章では第2章の分析結果を基に、キャッシュフロー法人税に関する評価を行い、今後のあるべき法人税制の視点を検討する。そこから、今後の法人税制改革の視点を探っていく。

そして今回、キャッシュフロー法人税について、私は中小・中堅企業に的を絞って試算を行ったが、試算した結果、決してバランスの取れた税制であるとは言えない結果となってしまった。これでは、現状の法人所得税制の課税ベースの問題を解消する新たな税制としての展望が望めない。しかし一方で、今回試算を行うことによって、以前から言われていたキャッシュフロー法人税の投資に対する敏感な反応について、上場企業のような大企業だけでなく、中小・中堅企業についても同様のことが言えるということが分かった。これは、キャッシュフロー法人税の際立った特徴であり、この特徴は今後の法人税制改革を考える中で重要な課題になってくるのではないかと考える。また、今回の試算の中でRベースが年毎に大きく変動する要因として、設備投資が一番の要因であると考えられるが、流動負債や売上債権、減価償却費の変動もまた、要因の一つとして考えられる。しかし、今回の試算ではその詳細を明らかにすることができなかった。この詳細を明らかにすることができれば、Rベースの変

動をより小さなものにすることができるかもしれない。また、Rベースを試算方法に使用したため、金融機関については、捕捉できていない。これらの更なる検討を要する課題はあるが、キャッシュフロー法人税制は今後の法人税制を考えていく上で、いくつかの大事な視点を与えてくれたと私は考える。

## 電子資金取引の拡大による金融政策への影響と システム・リスク管理

グローバル・ファイナンス専攻 齊 虹

研究目的：現在、パソコンならびにインターネットの普及を背景として、EC(電子商取引)が注目されている。経済産業省は、2006年に米国と日本の電子商取引(EC)市場の実態に対して、調査を行った結果、日本および世界において、ECは速いスピードで普及していることが分かる。EC環境では、様々な商取引が電子的に処理されている。この処理のためには、物理的に実体のある現金ではなく、データとしての貨幣の情報を安全にやり取りする必要がある。そのため、EC環境下で現金と同様に使用できる手段として「電子マネー」が登場してきた。この電子マネーは「新型預金」の登場であると言われている。

本論文では、こうした電子マネーの普及は、

1. 従来の紙幣とは違い、金融政策の運営に影響を与えているのだろうか。
2. 電子商取引、電子決済の拡大により、どのようなシステム・リスクをもたらすのか。

について検討したい。

研究内容：

### 1. 電子マネーの貨幣としての機能

電子マネーは支払手段とする場合、フィッシャーの交換方式からみると、現在流通する紙幣の貨幣量は減少すると考えられる。

## 2. 電子商取引，電子決済の拡大によるシステム・リスクの管理

電子商取引時代において，金融機関で安全かつ安定の決済システムが求められ，システム・リスクの管理はますます重要な課題となってきた。本論文では，システム障害の発生原因を検討し，具体的な想定事例からその発生状況および解決策を検討した。そして，みずほ銀行統合当時に起きたシステム・トラブルを事例として挙げ，その発生原因，発生状況，および日銀と金融庁の対処策について検討した。

金融機関において，クローズドシステムからオープンシステムへと変化した。ここで注目しなくてはならないのは，オープンシステムからもたらした情報システム・リスクである。本論文では，情報リスクについて，具体的な想定事例からその発生原因，発生状況および対策について検討した。

## 3. 電子商取引，電子決済の普及による金融政策への影響

電子マネーの普及により発行体のシニョリッジ(通貨発行益)はどうなるのか。もし民間金融機関が発行する電子マネーが普及され，銀行券を押しつけて一番の通貨となった場合，この膨大な通貨発行益が国庫に納付されずに民間金融機関のものとなる。そうした予想が生じれば，電子マネーを発行できる技術力と信用を持つ金融機関は，電子マネー発行ビジネスに殺到する可能性があると考えられる。また，これまで金融機関ではなかった他の業界の人たちも，通貨発行益を求めて電子マネー発行に乗り出す。そうなると実態とかけ離れて現金の発行が増え，極度のインフレに陥ってしまう可能性があると考えられる。それで，中央銀行は通貨量についてのコントロールを失い，金融政策はきちんと機能できなくなる可能性があると考えられる。

電子商取引の拡大と物価形成について。電子商取引の拡大により，物価水準が低下するほか，従来の「一物一価」の概念は成立しなくなるだろう。こういった価格水準の低下や価格差別の容易化は，お互いに作用しあって，中央銀行の物価指数の作成に影響を及ぼす可能性がある

と考えられる。

今まで中央銀行はマネーサプライへのコントロールによって金融政策を実施してきた。もし電子マネーが現金代替的であると、トービン＝ポームルの在庫理論アプローチ理論を用いれば、電子マネーは現金需要を低下させることができると考えられる。また、信用乗数のモデルを用いて、信用乗数の動向を考察した結果、電子マネーの導入は信用乗数を上昇させることが分かる。これらにより、中央銀行のマネーサプライへのコントロールが難しくなると考えられる。また、現金需要の減少により、中央銀行の国債取引規模が縮小するため、中央銀行は金利へのコントロールも難しくなると考えられる。

#### 4. 今後の課題

中央銀行における金融政策の対応策として、現在、電子的な決済手段を含め全ての決済性金融商品に準備預金を賦課した上で、その準備率を全て同一にする。全ての金融商品の法定準備率をゼロにする。中央銀行自らが電子マネーを発行する。などの案が検討されている。今後実用化される電子マネーの仕組みに対応して金融政策の対応策を考える必要があると思われる。

#### 論文の構成

第1章 電子データ(EDI)について

第2章 電子資金取引時代の貨幣と貨幣性

第3章 電子商取引、電子決済の拡大によるシステムリスク管理

第4章 電子商取引、電子決済の普及による金融政策への影響

## 中国証券市場に関する一考察 非流通株改革を中心に

グローバル・ファイナンス専攻 趙 静

1. 中国経済体制の沿革 1978年建国以来中国の経済体制は『社会主義計画経済』『社会主義商品経済』『社会主義市場経済』と変遷し現在に至っている。

改革・開放以前の中国経済体制は、供給と需要を政府が計画策定しコントロールする方式。自由な経済活動が制限されるほか、農業部門などは計画どおりにならないことが多く、また実際の需要と一致しない生産が行われることもあり経済の非効率化が発生していた。1978年12月に開催された中国共産党第11次期中央委員会第3回全体会議において鄧小平によって『改革・開放』政策が提唱され、国内体制の『改革』と対外『開放』を通じて疲弊した国内経済の再建と近代化を目指した。1979年には深センなどの地方都市を『経済特区』として指定したほか、1984年には上海など沿岸部を中心とした14都市を『対外経済開放都市』として、順次段階的な市場経済の導入を図っていた。

このように中国が目指す社会主義体制を維持したまま経済については市場化するという『社会主義市場経済』は江沢民により憲法上明記された。しかしながら社会主義と市場主義は矛盾する部分が多く両立が可能かどうかは現在試行段階である。

2. 中国の株式市場の特徴 非流通株問題 上海証券取引所と深セン証券取引所に株式が上場された会社が発行する株式の中には、証券取引所で売買できるA株とB株のほかに、取引できない非流通株がある。非流通株の多くは国有株と法人株である。

国有株とは、国有資産管理機構または国有企業などが保有する株式のことであり、法人株とは、国内または外国の会社が保有する株式である。今日までに上場された会社の中で、発行済株式の流通株式と非流通株式の割合は流

通株式の3分の1位しか無く、大部分の株式が未だ株式市場に流通していない。一つの株式上場会社に流通する株式と流通していない株式の2種類がある状態である。このような状態の中で株式市場の足を引っ張る問題点が二つあった。その一つは、流通株式の株主と非流通株式の株主としての権益が不平等で非流通株主に権益が偏り流通株主に不利な状況が長期間続いていたということである。《いわゆる『股権分置』問題である。股権とは株主の権利、分置とはそれぞれ異なっていることをいう》。もう一つの問題点は、流通株式のほぼ2倍ある非流通株式の放出が株式市場の需給のバランスを無視して行われる場合、株式市場の相場に多大な悪影響を及ぼすということである。しかしながら、非流通株式は何れすべて放出して流通させなければならない。市場経済への転換、非流通株式の放出による財源の確保、国有企業の民営化による中国企業の競争力強化、WTO加盟による外国企業進出による競争激化、倒産企業、失業者対策、景気対策、一人っ子政策による高齢化社会の到来、年金財源と社会保障の財源の確保。

3. 非流通株式の発生 問題の発生 1978年改革・開放政策へ転換した中国の中国経済の発展と共に国有企業も株式会社化された。1990年12月上海証券取引所、1991年4月深セン証券取引所が開設され、これら国有企業株式市場に上場を果たし資産を拡大することに成功した。ほとんどの国有企業は株式会社化する際に、増資発行した部分だけを公開するという方法で上場した為に、もともと国が持っていた資産は、その後も国有資産として保有し原則的に公開されること無く進んできた。それが市場に流通されることも無い株式となり非流通株として現在の国有株、あるいは法人株と呼ばれる。株式群を構成することとなった。そして現在も中国上場企業の株式は、流通株式と非流通株式といった二つのものが存在する形となったのである。中国の全上場企業の流通株式と非流通株式の比率は3対7といわれ非流通株式(もともと国有資産)部分が圧倒的多数を占めているのが現状である。そしてその非流通株式の譲渡は厳しく制限されており、市場での売却は許可されていない。

4. 非流通株(国有株)の放出 目的

国有株の放出は、中国政府にとって大きなメリットがある。その1は、財源確保のための資金調達が出来た事である。WTOに加盟したことで外資企業の中国への進出が盛んになった。中国国内企業との競争がさらに激化し、企業倒産や失業者の増加などといった深刻な問題に対応するために、景気対策の政策を実施しなければならない。そのための財源強化が出来るとということ。その2は、一人っ子政策による高齢化社会の到来、年金財源や社会保障のための資金の確保も必要である。その3として、現在、中国政府が持っている非流通株の国営企業の多くは、赤字で税金も支払っていないのが実情である。そんな状況に陥っているのも『赤字になっても政府が何とか面倒をみてくれるだろう』という考え方が横行していることが理由にあげられる。しかし、非流通株を放出し中国政府の手を離れた後は、これまでのようにはいなくなる。決算一つ取ってみても、投資家の厳しい視線にさらされ、経営姿勢も真剣に優良企業を目指すようになる。このような中国企業の競争力強化を図る動きは投資家にとっても、国家にとっても企業統治(コーポレート・ガバナンス)の観点からみて、大きなメリットとなる。

中国政府保有の国有株を株式市場に放出し、市場経済への転換を推し進めて行くことは、重要課題であるが、無作為に放出すれば、市場に混乱を招くという大きな問題点がある。国有株を市場に放出すれば、様々な政策の実行の財源確保というメリットがあるが、市場や株価への悪影響というデメリットも出てくる。非流通株式を市場に放出すれば、需給のバランスが壊れ株価が暴落する恐れがあることである。2001年6月『国有株放出による社会保障資金調達の管理暫定規則』が発表されたが、それ以後、株式相場は軟調となり株価は低迷を続けた。2002年6月中国証券監督管理委員会(CSRC)は、株価の急落を防ぎ市場の安定を優先して、『国有株放出。一時停止』を発表した。現在の流通株の約2倍の非流通株が放出されて、市場に流れれば、市場の需給バランスが崩れ、必然的に株価が暴落することになる。

5. 今後の展望 中国が持続的成長を続け、豊かな国の仲間入りをするには、社会主義体制の中にそれと融合的な資本主義要素を持ち込む必要がある。中

国の資本市場は規制緩和も進み、株式市場も活況を示しているが、社会主義と資本主義という異なるものを統合することに伴う矛盾は、中国の非流通株に集約されている。

現在非流通株改革は、ほぼ完成。また、残った問題があると思われる。非流通株改革は、中国資本市場に深い影響を与えた。この影響はいつか持続できると市場からの反応を注目している。これから、非流通株改革後流通株になり、上場企業は企業自身市場価値が資本市場で実現するかどうか、あるいは、政府と(政治と経済)離れて、今後の行方を検討していきたいと思われる。本稿は、非流通株の現状とその問題を解決しようとする中国政府の対応と市場の反応を丁寧に調査すると共に、今後、どのように非流通株問題を解決すべきかその糸口を掴むことを目的としている。

## 中国における金融リスクマネジメントに関する一考察 日米の経験からの示唆

グローバル・ファイナンス専攻 張 露露

中国経済が今後持続可能な高めの成長を実現していくためには、金融部門の健全な発達が必要である。中国政府は1980年代以降、市場経済のもとで機能する金融部門作りに取り組んできたが、金融改革の進捗は、乗り越えるべき課題が大きいだけに必ずしもはかばかしいものではなかった。しかし、2003年前後から金融改革は急速に加速し、注目すべき展開を示している。特に注目されるのは、銀行改革(外貨準備を使った資本注入、戦略的投資家の資本参加、株式市場上場)、株式市場における非流通株改革、為替制度改革がある。

中国の金融部門において最も重要な地位を占める国有商業銀行は、1990年代後半には巨額の不良債権を抱え込み、その結果事実上大幅な過小資本に陥っていた。政府は1990年代末から不良債権問題の抜本的解決に乗り出し、まず不良

債権のかなりの部分を銀行から切り離す措置をとった。さらに不良債権処理に伴って生じた過小資本を是正するため、2003年以降、外貨準備を使って大規模な資本注入を行った。こうした不良債権問題への積極的対応を通じて、1990年代末には35%にも達していた国有商業銀行の不良債権比率は5%程度に低下した(中国農業銀行を除く)。試算によれば、不良債権処理のための最終的な公的負担はGDP比15%程度にものぼり、これは近年の日本と米国の金融危機の公的負担と比べ格段と大きい。このことは、中国の銀行部門の脆弱性が、中国経済にとって極めて深刻な問題であることを示唆している。中国の銀行の経営改善を図る1つの手立てとして、世界のトップクラスの民間金融機関による中国の銀行への資本参加を促す政策がとられたこと、国有商業銀行などを香港市場に上場(IPO)させることに成功したことも、注目すべき銀行改革である。金融リスクマネジメントの先進国である米国の金融機関は、1950年代の資産管理時代と1960年代の負債管理時代、さらに1970年代の資産負債管理時代を経て、現在全面リスク管理(ERM)を導入している。その結果、現在の米国の銀行リスクマネジメントレベルは世界トップの位置を占めている。また、日本の金融機関は、リスク管理の意識において、米国より多少遅れたが、バブル崩壊と日本版ビッグバンをきっかけに、積極的に新BIS規制を導入し、銀行内部健全性を求めて経営改善を進めてきた。現在、3大メガバンクを始めとする多数の商業銀行が、全面リスクマネジメントのフレームワーク(COSO)を整えていて、顕著的な成果を達成した。今現在、銀行業界のスタンダードラインとする新BIS規制は、大きな環境変化に的確に対応できるよう、金融機関自らがリスク管理を向上させる動機づけを規制に取り入れた点、リスクが複雑化・多様化するなか、リスク管理の発展段階に応じて計測手法を銀行が選択できる柔軟な仕組みを規制に取り入れた点、現行規制の対象外であったオペレーショナル・リスクが、巨額不正事件やテロ事件などを背景に重要性が増したため、明示的に規制の対象とした3つのポイントを強調している。

中国においては、こうした新しい規制の導入により、金融機関の行動は、全体のリスクテイクが経営体力に見合っているかどうかを確認するための統合管

理を行い、不良債権を早期に処理してリスク・リターンによる経営資源の効率的な運用を図る方向に進んでいくことが期待される。中国の金融機関において、日米のような統合リスク管理の考え方を自分なりに消化の上、健全性・効率性の向上に役立てる方策を模索していくのが非常に重要だと考えている。以上の理由で、本論文は日米の金融リスク管理とBIS規制の考察を通じて、中国の銀行への示唆との研究内容としている。

本論文各章は、以下のように構成されている。第1章では、リスクと金融リスクの定義、分類及び金融機関の抱えるリスクを説明する。そして、リスクマネジメントの必要性、金融リスクマネジメントの歴史の変遷を概観する上で、金融リスクマネジメントのプロセスを紹介する。

第2章では、まず、日本と米国における不良債権が形成した要因を分析し、日米、及び中国の事情との比較を通して、相違点と共通点を整理する。それから、みずほファイナンシャルグループの事例研究を通して、信用リスクマネジメントにおける日本の金融機関の対応策を考察した。

第3章では、まず、現行BIS規制の内容を考察し、その限界を述べる。次に、新BIS規制の内容を分析した上で、その役割を述べた。最後に、新BIS規制で重視されたオペレーショナル・リスクに関して、日本及び米国を始めとする海外の先進の金融機関の取り組み状況を考察した。

第4章では、中国において健全な銀行部門確立への道のりは長いという厳しさを示すため、まず、中国の金融部門の構造を述べ、国有商業銀行の重要性を示した。それから、中国における不良債権問題と中国の銀行自己資本比率規制、WTO加盟による中国の銀行へのリスクを述べる。第2節で、直面しているリスク問題に対して中国の対応を分析した。主に不良債権の処理、銀行改革の進歩などを述べた。第3節では、中国の銀行問題による公的負担を指摘し、日米の金融危機対応の経験を考察した。

第5章では、まず、日米の不良債権処理の経験と教訓をまとめた。それから、日本と米国の経験を参考にしながら、中国の金融機関では、経営を取り巻く環境が大きく変化しているなか、包括的なリスクマネジメント体制の構築、

リスク移転手段の有効活用による経営効率化， 監督・規制へのポジティブな対応という3つの経営問題の解決が必要であることを提言した。

## 外資による対中国直接投資に関する一研究

グローバル・ファイナンス専攻 陳 徳

1978年の鄧小平氏の指導の元，中国が社会主義の計画経済から脱却し経済の「改革，開放」に乗り出した。このことをきっかけとして国有企業の改革がはじまり，外国から中国へ直接投資が活発になった。しかし1989年に起こった天安門事件で国際的に孤立し，開放路線が一時的に詰まってしまった。鄧小平氏は勢いを失った中国経済を元の軌道に戻そうとすべく1992年の初めに上海，深圳をはじめとする中国南部を視察しながら，改革・開放加速の大号令「南巡講和」をかけた。このおかげで台湾，香港，マカオを含む海外からの爆発的な対中投資申請をもたらし，20世紀の終わりまでには広東省を中心とした沿岸部に世界の生産機能が集積されGDP成長率の伸長に大きく貢献した。

さらに2001年に経済改革をさらに加速させるべく，長年の念願であったWTO加盟が実現した。天安門事件からわずか10年程度で世界の信用を取り戻したこととなり，中国政府の改革への執念が見えるところである。また同年に2008年の夏季オリンピックが北京で開催されることが決定となり，オリンピック関連施設，インフラの整備に伴う新たな投資を呼び込んだ。中国は1978年に始まった経済改革以来，一貫してGDP(国民総生産)が伸長を続けている。天安門事件の年である1989年こそ5%を割る成長率だったが「南巡講和」をきっかけに10%を大きく超える成長を達成し，現在も10%に近い成長を続けている。今後の中国政府は2000年のGDPを2010年までに倍にすることと，2030年までにGDPでアメリカを抜いて世界第1位になることを目標としている。中国の経済発展とともに，中国の格差問題，環境問題，貿易摩擦，外貨準備の急増，日米欧の貿易

赤字などの新たな問題が生じている。これらの問題を解決するため、近年中国の外資導入政策も変化している。本論では外資系企業の対中国直接投資形態の変化の趨勢を調査し、中国の投資制度の変化も調査して、中国経済の持続的発展可能を前提にして、外資系企業の対応策を3つ提案した。

1. 中国市場に完全に浸透する。
2. 中国経済の一部になる。
3. 中国の制度を利用する。

まず、本論文の第1章では、中国改革開放以来20年間の歩み、出来事を3段階に分けて簡単に紹介した。今までの中国経済の高成長は主に輸出と外資の直接投資により支えられてきた。中国にとって、外国企業(外商。以降も外商と呼ぶ。)の対中投資により、雇用機会の創出、国際収支の改善、技術移転、経営ノウハウ、関連産業の育成、などのメリットをもたらすことができる。外国企業にとって、中国が進出することで資源確保、貿易摩擦回避、市場確保、関連追従、為替調整、輸出促進、R&D、プロダクト・ライフサイクルの8つのメリットがある。また、中国労働コストの安さはとっても魅力的である。さらに、13億人口を持つ中国に潜在している「巨大市場」を狙って、中国に進出してきた欧米企業は非常に多い。外資系企業が中国に進出する原因と中国が外資導入する原因は本論文の第2章第2節と第3節で説明を行った。

今年11月までに中国に設立された外資系企業は59万社近くで、外資利用実績は6766億ドルに達した。中国に投資している国と地域は200近くへのぼり、世界の大企業500社のうち約480社が中国に投資している。投資の形態として、合弁企業、独資企業、合作企業が主な形態となっている。最近では、中国企業に対してのM&A、資本参加形態の対中投資が急増している。本論文の第3章では、最初に中国に進出する形態を紹介し、そのうち、三資企業と呼ばれる合弁、独資、合作のそれぞれのメリット、デメリットを分析した。それによって、近年独資企業またはM&A形態で対中直接投資が主流となっていることとその原因がわかった。

WTOの加盟により中国市場経済化はさらに高スピードで進んでいる。2003年、中国は過去最高の貿易総額8400億ドルを記録し、世界第4位の「貿易大国」となった。中国商務部の于広洲次官は2007年8月18日、北京で開かれた中国経済発展フォーラムで発言し、中国の輸出額について、現在の伸び率が続けば、2007年、米国を抜いて世界2位になると指摘した。于次官によると、現在、中国の輸出額はドイツ、米国に次いで世界3位で、輸出の伸び率は米国を7ポイント上回っている。現在の伸び率で計算すると、今年、中国の輸出は米国を500億ドル上回る。北京の観測筋は次のように予測している。中国の輸出入が現在の速度で伸びれば、来年の輸出額はドイツを抜いて世界1位になる。今後2年内に中国はドイツを抜いて、米国に次ぐ世界2位の貿易大国になる。

本論文の第4章では、中国の各経済圏の現状を説明し、外資による直接投資が中国経済成長への駆動作用を明らかにした。さらに、中国系企業の成長により、外資系企業に対する脅威を大胆に予測した。1978年の改革開放以来、中国は市場経済化を推し進め高度成長を実現した。この時期のスローガンとなった鄧小平の「先富論」は、まず豊かになれる人や地域から豊かになり、徐々に全国的に豊かにしていくというものだが、その結果、深圳、上海など一部の沿海大都市「先進地域」となり、企業経営者など一部の人は豊かな「中産階層」となった。しかし、高度成長とともに、地域間、階層間での所得格差は拡大を続け、失業、貧困、不平等などが深刻な経済・社会問題となった。現在外資による投資の85%が東部(沿海部)に集中し、中西部(内陸部)との経済格差が社会問題化している。本論の第5章第2節では中国格差の現状を分析した。格差問題の更なる深刻化によって、社会不安定になり、動乱になり、経済の持続的発展が不可能となる可能性が大きいと考えられる。中国地域格差を是正することを最大の課題として、2000年度の第10次5ヵ年計画では、国家プロジェクトである西部大開発が重点プロジェクトとして位置づけられ、投資環境改善・対外開放拡大・人材吸収などを目標とした。2001年12月に「西部大開発の税務優遇政策の問題に関する政策」(財税「2001」202号)が公布され、西部の外資導入の増加を図っている。中国経済発展とともに、外資導入の「構造調整」も迫られてきてい

る。「構造調整」における課題の1つに、「質の向上」が挙げられているが、「資金」より「先進的技術」や「近代的管理方法」、国際ビジネスのルールを熟知し、高い技術を持った「高級人材」の導入へ重点を移動することが重要な内容となっている。

上記の構造調整を求める背景には、中国の外資導入を巡る経済環境の変化がある。国内貯蓄や外貨準備が不足だった1980年代には、中国の外資導入は「資金の導入」に重点を置いていたが、国内貯蓄と外貨準備の増大に伴い、「資金」より「先進的技術」や「近代的管理方法」、「高級人材」への需要が強まっているのである。外資導入の「質の向上」を図る上で今1つの重要内容は、ハイテク企業、近代的サービス業、近代的農業と環境保護関係産業を重点導入分野とし、資源・エネルギー多消費型産業や環境汚染産業の導入を制限することである。中でも多国籍企業の誘致や加工貿易のレベルアップが特に重要視されている。

今年、中国の格差問題、環境問題、貿易摩擦、外貨準備の急増、日米欧の貿易赤字などの問題に対し、国家発展改革委員会と商務部は最新の『外商投資産業指導目録(2007年改訂版)』を公布した。『外商投資産業指導目録(2007年改訂版)』に、単純な加工輸出を奨励類からはずされた。さらに、「構造調整」をスムーズに行えるために、今年中国政府が大きく動き出した 外資優遇政策の調整。外資企業にとって、最も魅力的な税制優遇政策は今年に変更された。外資系企業への優遇措置がなくなることで、外資系企業が、中国に新たに拠点を設置することや中国での事業展開などに大きな影響を与えることが考えられる。本論の第5章第1節では現在中国の投資制度の概要を紹介し、第3節では投資制度の変化を明らかにした。更に、日本貿易振興企業ジェトロが2007年3月に行った調査結果を引用して、中国の外資優遇政策見直しによって、中国で生産した製品がハイテク製品ではなく、単純な加工製品(例えばアパレル産業など)の外資系企業にとって従来あったインセンティブが享受できなくなって、中国での事業が成り立たなくなるなどの影響があることがわかった。

最後本論の終章で、研究結果をまとめて、対中国直接投資の変化、中国外資導入政策の変化からもたらした影響に対して、中国にとっても持続的に発展も

でき、対中投資する外資系企業が中国での事業が通常通り続けられる共存共栄の3つの方法を提案した。

(以上の修士論文要旨については、平成19年8月9日、平成20年1月10日、11日、15日に学務課大学院係に提出されたものをほぼ原文のまま掲載した。『彦根論叢』編集委員会)